

障がい者福祉の手引き

令和8年度



田原市 地域福祉課 障害福祉係

目次

○福祉サービス等一覧表.....	5
○障がい者福祉に関する窓口一覧.....	7

○手帳の交付

1 身体障害者手帳の交付.....	9
2 療育手帳の交付.....	10
3 精神障害者保健福祉手帳の交付.....	11

○補装具・日常生活用具

1 補装具費の支給.....	12
2 軽度・中等度難聴児補聴器費の助成.....	13
3 日常生活用具費の支給.....	14
4 小児慢性特定疾病児童日常生活用具費の支給.....	15

○日常生活の支援

1 障害者総合支援法等のサービス.....	16
■自立支援給付.....	16
■地域生活支援事業.....	17
■児童福祉法に定められた通所サービス.....	17
1-2 サービス利用までの流れ.....	18
1-3 利用の負担について.....	19
2 障害者総合相談センター.....	21
3 田原市内の相談支援事業所.....	21
4 就労支援専門員の配置（田原市社会福祉協議会）.....	22
5 障害者就業・生活支援センター.....	22
6 地域活動支援センターの利用.....	22
7 田原市児童発達支援センター.....	23
8 医療的ケア児支援 看護師派遣.....	23
9 放課後児童クラブのヘルパー派遣.....	24
10 学校介助員派遣.....	24
11 意思疎通支援.....	25
■手話通訳者・要約筆記者の派遣.....	25
■設置手話通訳.....	25
12 視覚障害者歩行訓練等.....	26

○在宅生活の支援

1 緊急コールシステム.....	27
2 NET・FAX・eメールによる119番の登録.....	27

3 訪問理美容サービス.....	28
------------------	----

○医療費の支援

1 自立支援医療（精神通院・育成・更生）の給付.....	29
2 障害者医療費の助成.....	31
3 精神障害者医療費の助成.....	32
4 後期高齢者福祉医療費の助成.....	33
5 指定難病医療の給付.....	34
6 小児慢性特定疾病医療の助成.....	35

○手当・年金

1 田原市障害者手当の支給.....	36
2 愛知県在宅重度障害者手当の支給.....	36
3 特別障害者手当（国・県制度）の支給.....	37
4 障害児福祉手当（国・県制度）の支給.....	38
5 経過的福祉手当（国・県制度）の支給.....	39
6 特別児童扶養手当（国・県制度）の支給.....	39
7 児童扶養手当の支給.....	41
8 田原市遺児手当の支給.....	41
9 愛知県遺児手当の支給.....	41
10 心身障害者扶養共済制度.....	42
11 障害（基礎・厚生・共済）年金の支給.....	43

○交通の支援

1 共通交通助成券の交付.....	44
2 福祉有償運送料金助成券の交付.....	44
3 自動車燃料費助成券の交付.....	45
4 福祉施設通園交通費の補助.....	45
5 有料道路通行料金の割引.....	46
6 タクシー料金の割引.....	47
7 鉄道運賃等の割引.....	47
8 航空旅客運賃の割引.....	48
9 路線バス運賃の割引.....	48
10 フェリー運賃の割引.....	49
11 駐車禁止等除外指定車標章.....	49

○住宅の支援

1 住宅改修費の支給.....	50
2 人にやさしい住宅リフォーム補助金.....	51
3 バリアフリー改修に伴う固定資産税の減免.....	52

4 市営住宅使用料の軽減.....	53
-------------------	----

○子育ての支援

1 障害児保育.....	54
2 児童発達支援等給食費等の助成.....	54
3 児童発達支援等サービスの無償化.....	55
4 ペアレントプログラムの開催.....	55
5 ちゅうりっぷ教室の開催.....	55
6 なかよし教室の開催.....	56
7 特別支援学校.....	57

○社会生活の支援

1 自動車運転免許取得費の助成.....	58
2 身体障害者用自動車改造費の助成.....	58
3 障害者自発的活動支援事業費補助金.....	59
4 自動車税（軽自動車税）の減免.....	59
5 所得税、市民税・県民税の軽減.....	60
6 NHK受信料の免除.....	60
7 点字図書 of 給付.....	61
8 図書館 にじいろサービス.....	61
9 ヘルプマークの配布.....	64
10 ヘルプカードの配布.....	64
11 身体障害者福祉協会.....	65
12 手をつなぐ育成会.....	65
13 田原精神障害者地域家族会「しおじ会」.....	65
14 たはらコネクトライン.....	66

○その他

1 田原市内障がい福祉関係事業所一覧.....	67
2 障がい者に関するマーク.....	71

○障がい者福祉に関する窓口一覧

窓 口	取 扱 事 項
地域福祉課 (北庁舎1階) 電話 23-3697 FAX23-3545	〔障害福祉係〕 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付、補装具費の支給、軽度・中等度難聴児補聴器費の助成、日常生活用具費の支給、点字図書 of 給付、障害者総合支援法関係、障害者の地域生活支援、放課後児童クラブへのヘルパー派遣、学校介助員派遣、手話通訳者・要約筆記者の派遣、設置手話通訳、地域活動支援センターの利用、難病患者の居宅生活支援、自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)の給付、各種手当の支給、心身障害者扶養共済制度、住宅改修費の支給、自動車運転免許取得費の助成、身体障害者用自動車改造費の助成、有料道路通行料金の割引、NHK受信料の免除、共通交通助成券の交付、福祉有償運送料金助成券の交付、自動車燃料費助成券の交付、NET119番・FAX119番・eメール119番の登録、ヘルプマーク・ヘルプカードの配布、障害者虐待に関する窓口、障害者差別に関する窓口
高齢福祉課 (北庁舎1階) 電話 23-4654 FAX23-3545	〔高齢福祉係〕 共通交通助成券の交付、福祉有償運送料金助成券の交付、人にやさしい住宅リフォーム補助金、緊急コールシステム、訪問理美容サービス
子育て支援課 (北庁舎1階) 電話 23-3513 FAX23-3545	〔こども福祉係〕 各種手当の支給、児童発達支援等サービスの無償化、ペアレントプログラムの開催、福祉施設通園交通費の補助、児童発達支援等給食費の補助、医療的ケア児の支援 〔こども保育係〕 障害児保育、保育料等の減免
児童発達支援センター 電話 22-0256 分館 電話 45-3068	〔児童発達支援センター・分館〕 児童発達支援センターの利用、ちゅうりっぷ教室、なかよし教室
保険年金課 (南庁舎1階) 国保年金係 電話 23-2149 医療係 電話 23-3514	〔国保年金係〕 障害基礎年金の支給 〔医療係〕 障害者医療費・精神障害者医療費・後期高齢者福祉医療費の助成

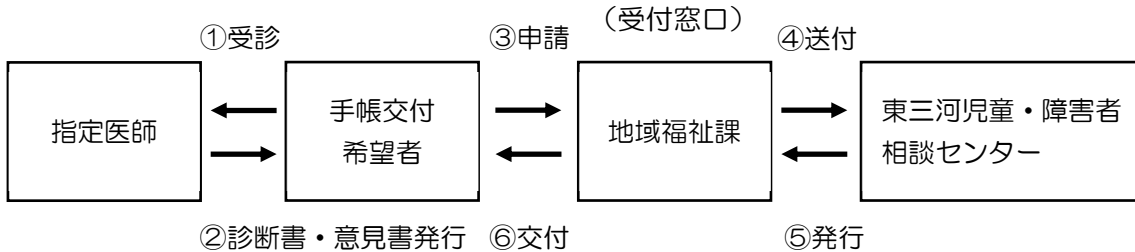
窓 口	取 扱 事 項
税務課（南庁舎2階） 市民税係 電話 23-3509 資産税係 電話 23-3510	〔市民税係〕 市民税・県民税の軽減 〔資産税係〕 軽自動車税の減免、バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額
建築課（北庁舎2階） 電話 23-3527	〔住宅管理係〕 市営住宅使用料の軽減
社会福祉協議会 電話 23-0610	身体障害者福祉協会 手をつなぐ育成会
豊川保健所田原保健分室 電話 22-1238	指定難病医療 小児慢性特定疾病医療の申請受付
田原警察署 電話 23-0110	駐車禁止等除外指定車標章
各交通機関	タクシー料金の割引、鉄道運賃の割引、路線バス運賃の割引、航空旅客運賃の割引、フェリー運賃の割引
有料道路ETC登録割引係 電話 045-477-1233	有料道路ETC割引申請
民生・児童委員	障害者（児）に対する相談・指導
豊橋税務署 電話 0532-52-6201	所得税の軽減
東三河県税事務所 電話 0532-35-6130	自動車税の減免
東三河児童・障害者 相談センター 電話 0532-54-6465	身体障害者手帳の交付、療育手帳の交付 心身障害者（児）の療育相談 障害児福祉施設への入所 身体障害者の補装具の処方及び適合判定
家族会 電話 22-7341	田原精神障害者地域家族会「しおじ会」
田原市中央図書館 電話 23-4946	にじいろサービス

○手帳の交付

1 身体障害者手帳の交付 《手続窓口》 田原市

《概要》

身体に障害がある方に、身体障害者手帳が交付されます。



申 込 先

地域福祉課 障害福祉係
 赤羽根市民センター 市民生活係
 渥美支所 市民サービス課 窓口係

必要書類等

- ・ 申請書
- ・ 医師の診断書・意見書
- ・ 写真1枚（上半身 ｸﾞ4cm、ｸﾞ3cm）
- ・ 同意書（再交付の方で、自動車税の減免を受けている方のみ）
- ・ マイナンバー（個人番号）カードまたは通知カード
- ・ 本人確認書類（運転免許証（マイナ免許証含む）またはマイナ保険証など保険資格のわかるもの）

【市HPへ】



身体障害者程度等級表（身障法第7条関係）

部位 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚	○	○	○	○	○	○
聴覚		○	○	○		○
平衡機能			○		○	
音声・言語・そしゃく機能			○	○		
上肢	○	○	○	○	○	○
下肢	○	○	○	○	○	○
体幹	○	○	○		○	
乳幼児期以前の上肢	○	○	○	○	○	○
乳幼時期以前の下肢	○	○	○	○	○	○
心臓機能	○		○	○		
腎臓機能	○		○	○		
呼吸器障害	○		○	○		
ぼうこう、直腸	○		○	○		
小腸	○		○	○		
肝臓機能	○	○	○	○		

2 療育手帳の交付

《手続窓口》
田原市

《概要》

精神等の発達に遅れがある方に、療育手帳が交付されます。

対象者	知能指数（IQ）が75以下の方
判定機関	東三河児童・障害者相談センター（東三河総合庁舎 1階）
判定区分	A判定……………重度（IQ35以下） B判定……………中度（IQ36～50以下） C判定……………軽度（IQ51～75以下）

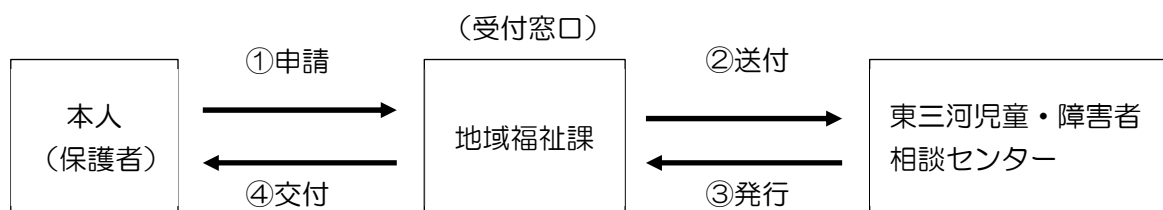
申込先

地域福祉課 障害福祉係
赤羽根市民センター 市民生活係
渥美支所 市民サービス課 窓口係

必要書類等

- ・ 申請書
- ・ 写真1枚（上半身 4cm、33cm）
- ・ 調査表（18歳以上）
- ・ 18歳以前の知的障害を証明するための資料2点（18歳以上）
- ・ マイナンバー（個人番号）カードまたは通知カード
- ・ 本人確認書類（運転免許証（マイナ免許証含む）またはマイナ保険証など保険資格のわかるもの）

【市HPへ】



3 精神障害者保健福祉手帳の交付

《手続窓口》
田原市

《概要》

精神疾患のある方に、精神障害者保健福祉手帳が交付されます。

対象者 精神障害のため、長期に日常生活または社会生活に制約のある人

判定機関 愛知県精神保健福祉センター

判定区分

1級	身のまわりのことがほとんどできず、常時介護を要する程度のもの
2級	日常生活、社会生活に著しい制限を受ける程度のもの
3級	日常生活、社会生活に制限を受ける程度のもの

※上記はあくまで参考であり、実際には診断書等をもとに精神疾患、生活状況等での障害の状況から総合的に判定されることとなっています。

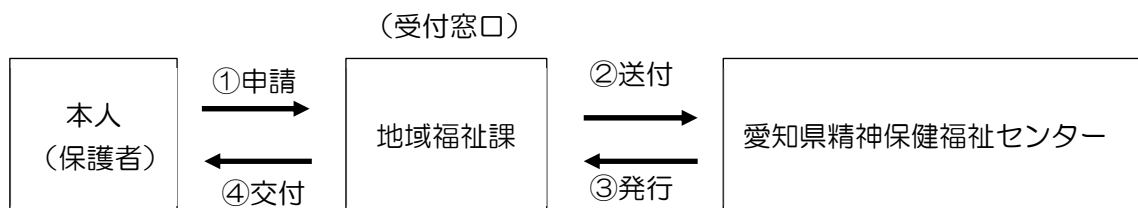
申込先

地域福祉課 障害福祉係
赤羽根市民センター 市民生活係
渥美支所 市民サービス課 窓口係

必要書類等

- 申請書
- 下記①～④のどれか
 - ① 医師の診断書
 - ② 障害者年金証書と年金の振り込まれている預貯金通帳
 - ③ 障害者年金証書と直近の年金振込通知書
 - ④ マイナ保険証もしくは通知カードと、
受給している障害年金の種類および開始年月が分かるもの（年金証書など）
- 写真1枚（上半身 ｸﾞ4cm、ｸﾞ3cm）※希望者のみ
※写真貼付の無い手帳の場合、本人確認書類として使用できないほか、
各種交通関係の助成が受けられない場合があります。
- マイナンバー（個人番号）カードまたは通知カード
- 本人確認書類（運転免許証（マイナ免許証含む）またはマイナ保険証など保険資格のわかるもの）

【市HPへ】



○補装具・日常生活用具

1 補装具費の支給 《手続窓口》 田原市

《概要》

身体障害者に身体機能の障害を補い、日常生活を容易にするための器具を購入、修理または借受けるための費用を給付します。

対象者 身体障害者手帳を持っている方（障害部位・程度により限りがあります。）

交付品目 義手、義足、装具、座位保持装置、補聴器、車椅子、電動車椅子、歩行器、重度障害者用意思伝達装置、義眼、眼鏡、視覚障害者安全つえ（白杖）、歩行補助つえ、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）
※借受けについては下記の品目のみが対象

- ・義肢、装具、座位保持装置の完成用部品
- ・重度障害者用意思伝達装置の本体
- ・歩行器、座位保持椅子

利用者負担額 生活保護世帯及び市民税非課税世帯・・・・・・・・無料
市民税課税世帯・・・・・・・・1割（月額上限負担額37,200円）
※本人又は配偶者の所得割額が46万円以上の場合は対象外

申込先 地域福祉課 障害福祉係、赤羽根市民センター、渥美支所市民サービス課

必要書類等

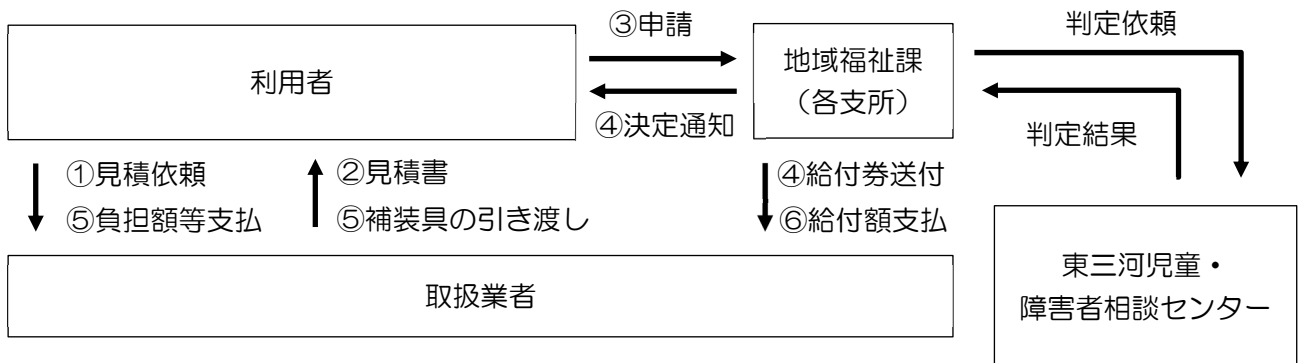
- ・ 申請書
- ・ 見積書
- ・ 品目によっては医師の意見書等
- ・ マイナンバー（個人番号）カードまたは通知カード
- ・ 本人確認書類（運転免許証（マイナ免許証含む）またはマイナ保険証など保険資格のわかるもの）

【市HPへ】



その他

購入理由や使用年数によっては給付の対象とならない場合があります。
介護保険で利用できる場合は介護保険が優先されます。
障害児についても同様の制度があります。



2 軽度・中等度難聴児補聴器費の助成

《手続窓口》
田原市

《概要》

言語習得及び教育における健全な発達のため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し補聴器を購入、修理するための費用を助成します。

対象者 以下の要件を全て満たす18歳未満の難聴児

- ・田原市内に住所を有している児童
- ・両耳聴カレベルが30dB以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない児童（ただし、医師が装用の必要を認めた場合は30デシベル未満についても対象とする。）
- ・補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する児童

交付品目 補聴器（FM型補聴システムは除く。）

助成額 算定基準額と補聴器購入費を比較し、いずれか低い方の3分の2の額を助成します。

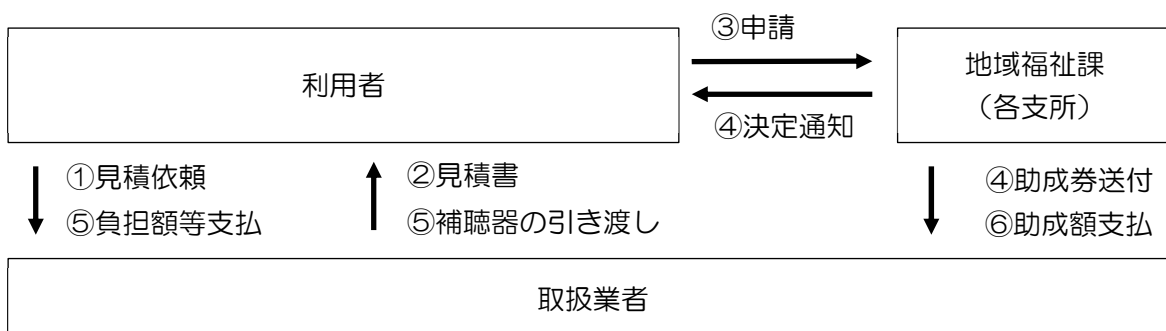
利用者負担額 補聴器購入費等から助成額を控除した金額

耐用年数 5年
ただし、修理については軽度・中等度難聴児補聴器支給制度で購入したものに限り。

申込先 地域福祉課 障害福祉係
赤羽根市民センター 市民生活係
渥美支所 市民サービス課 窓口係

必要書類等 申請書
見積書
医師の意見書（指定様式）

【市HPへ】



3 日常生活用具費の支給

《手続窓口》
田原市

《概要》

重度の身体・知的障害者が自力で日常生活を送ることができるよう、生活用具を購入する費用の給付をします。

給付品目 ※障害の部位及び程度により、購入品目に制限があります。

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、エアーマット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練椅子、訓練用ベッド
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、歩行補助つえ(一本状のみ)、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計(音声式)、盲人用体重計(音声式)、動脈血中酸素飽和測定器(パルスオキシメーター)、自家発電機、外部バッテリー等
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置(FAX)、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、人工内耳の体外装置
排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつ等、収尿器

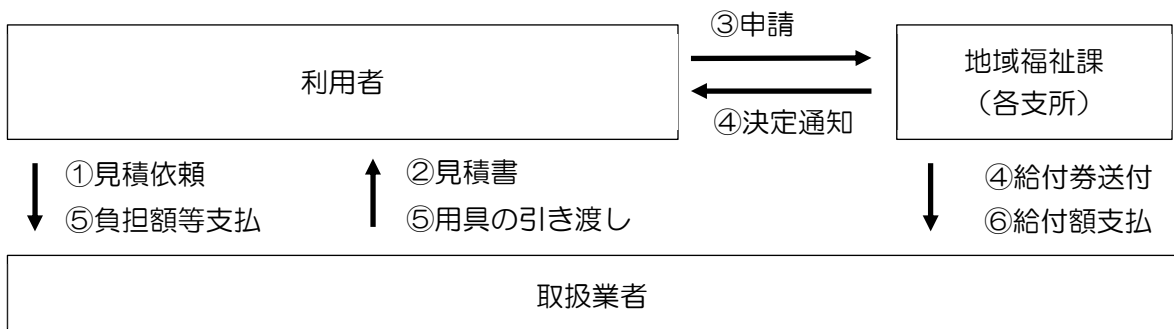
利用者負担額 生活保護世帯及び市民税非課税世帯・・・・・・無料
市民税課税世帯・・・・・・1割負担
<月額上限負担>37,200円
※本人又は配偶者の所得割額が46万円以上の場合は対象外

申込先 地域福祉課 障害福祉係
赤羽根市民センター 市民生活係
渥美支所 市民サービス課 窓口係 【市HPへ】【ストーマおむつ】

必要書類等 申請書
見積書
カタログ(ストーマ装具、紙おむつ除く)
※障害程度と用具によっては医師の意見書が必要な場合があります。



↑電子申請



4 小児慢性特定疾病児童日常生活用具費の支給

《手続窓口》
田原市

《概要》

小児慢性特定疾病児童の生活を支援するため、日常生活用具を購入する際の費用の一部を給付します。

対象者

以下の全てを満たす方

- ・小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方
- ・対象品目の日常生活用具が必要と認められる方
- ・児童福祉法による施策(小児慢性特定疾病に係るものを除く)および障害者総合支援の施策の対象にならない方

用具の種目

※種目ごとに対象者および性能等に制限があります。

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換機、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）、人工鼻

利用者負担額

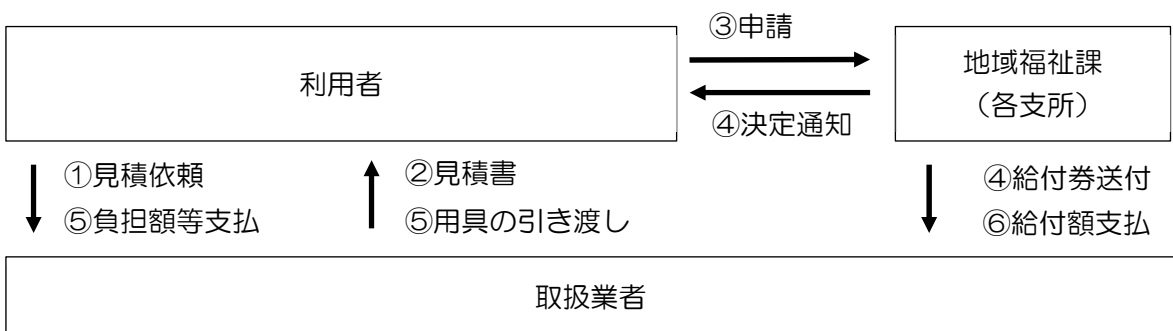
給付には一定の基準があります。自己負担額は、世帯の市町村民税等の課税状況に応じた自己負担額と、種目ごとに決められた基準額を超えた額の合算になります。

申込先

地域福祉課 障害福祉係

必要書類等 申請書
見積書
カタログ（ストーマ装具、紙おむつ除く）

【市HRへ】



○日常生活の支援

1 障害者総合支援法等のサービス

《手続窓口》
田原市

■自立支援給付

・自宅での介助や外出時のサービス（訪問系サービス）

居宅介護 (ホームヘルプ)	介	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	介	重度の肢体不自由者や行動障害がある人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	介	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	介	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

・日中のサービス（日中活動系サービス）

生活介護	介	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	訓	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	訓	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	訓	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 (A型は雇用契約を伴うもの、B型は雇用されないもの)
就労定着支援	訓	一般就労に移行した人の就労の継続を図るため、企業・自宅等への訪問や必要な連絡調整、指導、助言等を行います。
自立生活援助	訓	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
療養介護	介	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護を行います。
就労選択支援	訓	就労先・働き先のより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法で能力・適性に合った支援をします。

・夜間や休日のサービス（居住系サービス）

施設入所支援	介	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	訓	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
宿泊型自立訓練	訓	自立した日常生活や社会生活ができるよう、宿泊しながら身体機能や生活能力の向上のための訓練を行います。

・緊急時や一時的な宿泊のサービス

短期入所 (ショートステイ)	介	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
-------------------	---	--

・長期の入院入所生活から退院や退所時の支援

地域移行支援	相	長期の入院や入所をしていた人が退院等をする際に、必要な調整や、住居の確保などを行います。
地域定着支援	相	相談支援専門員が退院退所後に 24 時間連絡体制を確保し、緊急の事態に対応します。

■地域生活支援事業

・地域で安心して暮らすための支援

移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
日中一時支援	一時的に見守り等の支援が必要な方の日中利用サービスです。
訪問入浴サービス	重度の肢体不自由障害のある人等に対し、移動入浴車による入浴を提供します。
成年後見制度 利用支援事業	知的、精神障害により判断能力が十分ではなく、成年後見制度の利用が必要な方に対し、申立てに関する経費や後見人報酬などの費用を助成します。
職場体験事業	障害等の理由により就労が困難な人に、市役所または登録企業等での職場体験を行います。

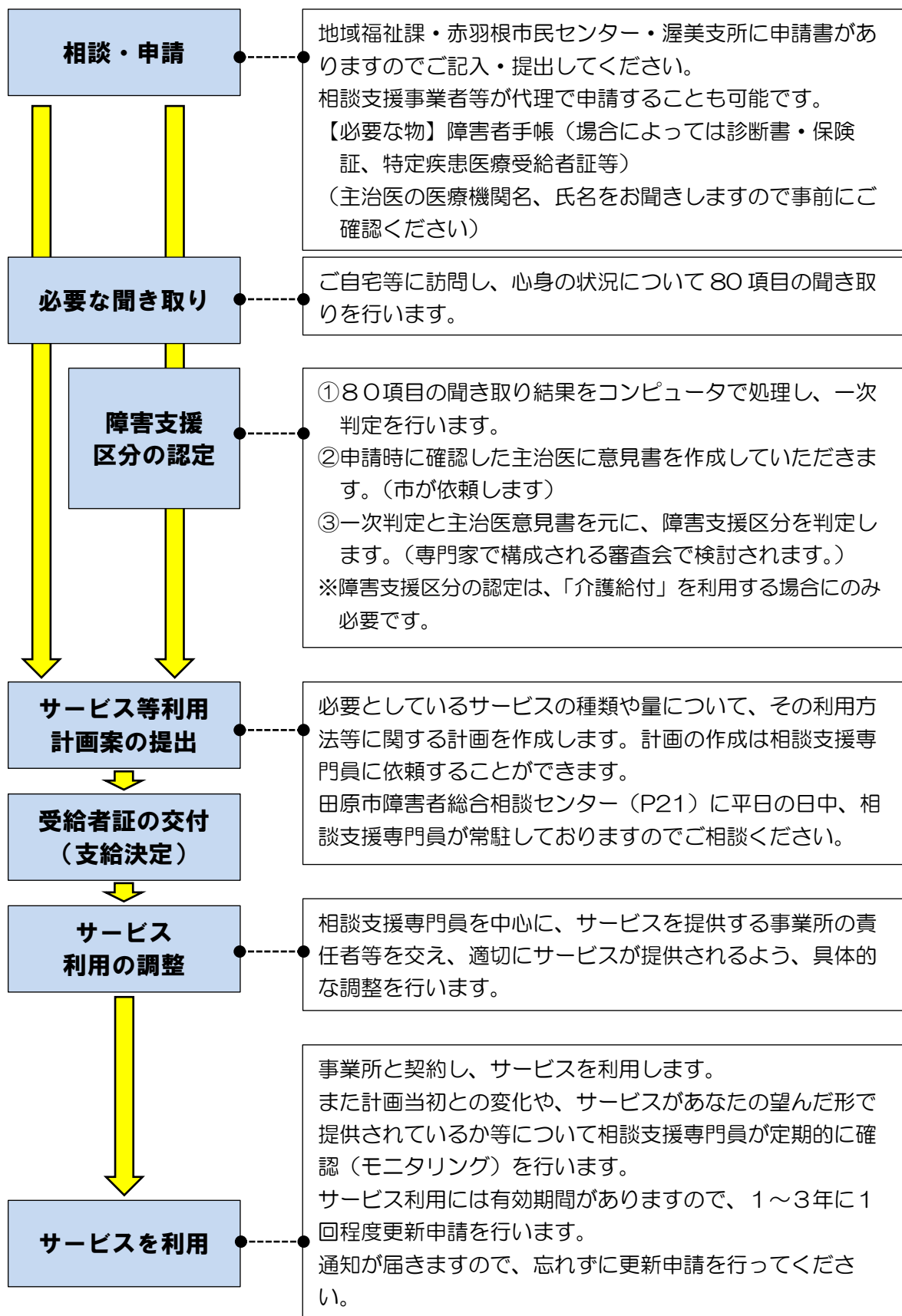
■児童福祉法に定められた通所サービス

・児童の発達を支援する（児童通所支援）

児童発達支援	障害等のある児童が日中に通い、日常生活において必要な知識や動作を身につけるための指導や、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校に通学している児童に対して、放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所や学校、その他の児童が集団生活を営む施設を専門の支援員が訪問し、当該施設等に通う障害児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスです。

1-2 サービス利用までの流れ

《手続窓口》
田原市



1-3 利用の負担について

《手続窓口》
田原市

《概要》

サービスを利用した際に発生する費用については、その1割を利用者や世帯の所得に応じ定められた負担上限額の範囲内でお支払いいただきます。所得ごとに定められた負担上限額や世帯についての考え方は下記のとおりです。

《月額上限負担額の設定》

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

所得区分		負担上限月額	備考
生活保護		生活保護受給世帯	個別減免及び通所施設・在宅サービス等軽減は、廃止となる（医療型個別減免は、存続される。）。
低所得	低所得1	・市町村民税非課税世帯 ・本人の年収80万円以下	
	低所得2	「低所得1」の該当者を除く市町村民税非課税世帯	
一般1		市町村民税課税世帯 ※所得割16万円（障害児にあっては28万円）未満の方に限り、20歳以上の施設等入所者を除く。） 【施設等入所者以外】 障害者 9,300円 障害児 4,600円 【20歳未満の施設等入所者】 9,300円	
一般2		市町村民税課税世帯（一般1に該当する者を除く。） 37,200円	

《世帯の考え方》

所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則ですが、住民票で同じ世帯となっても税制と医療保険で被扶養者でなければ、障害のある方とその配偶者を別世帯の扱いとすることができます。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く) (就労選択支援を利用している障害児を含む)	障害のある方とその配偶者
障害児(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

《高額障害福祉サービス費の支給》

障害者の場合、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます（償還払いの方法によります）。

障害児が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス費等が支給されます（償還払いの方法によります）。

※世帯に障害児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるように軽減します。

《食費等実費負担の減免措置》

低所得の方は、少なくとも25,000円が手元に残るように、利用者負担額が減免されます。

【20歳以上の入所者の場合】

入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、55,000円を限度として施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付については、費用の基準額を55,000円として設定し、福祉サービス費の定率負担と食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。

なお、就労等により得た収入については、一定額を収入から控除し、利用者負担額を軽減します。（24,000円までは収入として認定しません。また、24,000円を超える額については、超える額の30%は収入として認定しません。）

※個別減免と同様の取扱い

【通所施設の場合】

通所施設では、低所得、一般世帯（所得割16万円未満※）の場合、食材料費のみの負担となるため、実際にかかる額のおおよそ3分の1の負担となります（月22日利用の場合、約5,100円程度）。なお、食材料費は、施設ごとに額が設定されます。

※収入が概ね600万円未満の世帯が対象となります。

《グループホーム利用者への家賃助成》

グループホーム（重度障害者等包括支援の一環として提供される場合を含む。）の利用者（生活保護または低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

補足給付額	家賃が1万円未満の場合	実費
	家賃が1万円以上の場合	1万円

《生活保護への移行防止策》

こうした負担軽減策を講じても、定率負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の月額負担上限額や食費等実費負担額を引き下げます。

2 障害者総合相談センター

設置場所	田原福祉センター1階
開設時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
実施機関	相談支援事業者（田原市社会福祉協議会相談支援事業所、蔵王の杜相談支援事業所、MA・はろー相談支援事業所）の相談支援専門員が常駐しています。
電話番号	23-3812 FAX 23-3110
メールアドレス	shogaisha-sodan@chorus.ocn.ne.jp

3 田原市内の相談支援事業所

障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。相談支援体制やネットワークの構築を行います。
生活の中でどのようなことでも相談に応じます。

① 田原市社協相談支援事業所	田原市赤石二丁目2番地(田原福祉センター内) 電話 23-0610
② 蔵王の杜相談支援事業所	田原市赤石二丁目2番地(田原福祉センター内) 電話 23-3812
③ 田原授産所 相談支援事業所	田原市田原町石取1番地9 電話 23-7513
④ 田原相談支援事業所	田原市赤羽根町諏訪29番地1 電話 45-2011
⑤ MA・はろー相談支援事業所	田原市田原町南新地69番地1 電話 37-5698
⑥ 田原市子ども相談支援事業所	田原市大久保町大新田140番地1(田原市児童発達支援センター内) 電話 22-0256

4 就労支援専門員の配置（田原市社会福祉協議会）

- 業務内容**
- ・障害のある方に対する、就職等に向けた相談・支援
 - ・就職後の定着のための相談・支援
 - ・障害者雇用企業及び個人事業所の新規開拓
 - ・事業主に対する障害者雇用等に関する相談・支援
 - ・関係機関との連携等

※相談を希望される方は、田原市社会福祉協議会（電話：23-0610）までお問い合わせください。

5 障害者就業・生活支援センター

障害児・者（身体・知的・精神及び発達障害）の診断を受けた方の就労・生活支援を行います。

実施事業所 豊橋障害者就業・生活支援センター（社会福祉法人 岩崎学園）

連絡先 電話：0532-69-1323（社会福祉法人 岩崎学園）

6 地域活動支援センターの利用

主に精神障害がある方の一人ひとりの生活目標に向けて一緒にプランをたて、次のステップへのきっかけづくりを応援します。

障害・病気に関するご相談や、日常生活にまつわる様々な相談も受け付けています。

実施事業所 地域活動支援センター 螢（ほたる）
住所：田原市赤石1丁目13番地12
電話：080-5639-8836（社会福祉法人成春館運営）

開設時間 平日 午前10時～午後4時

利用の流れ ①電話相談、来所相談 ②面談 → 利用希望の確認
③登録 ④利用開始

利用料 無料
・飲食代は実費負担
・プログラム等利用の際には実費により自己負担がかかる場合があります

申し込み 電話または直接来所のうえご相談ください。

7 田原市児童発達支援センター

《手続窓口》
田原市

一人一人の発達に合わせて、それぞれの良さを活かしながら支援を行う「児童発達支援事業」、家族からの様々な相談に応じて18歳になるまで継続的に支援を行う「相談支援事業」、保育園・認定こども園・学校などを訪問し、児童たちが集団生活の場で過ごしやすくなるように支援を行う「保育所等訪問支援事業」の3つの事業を行っています。

設置場所 田原市大久保町大新田140番地1

開設時間 平日 午前8時30分～午後5時

電話番号 22-0256

◎児童発達支援事業

対象児 療育が必要と認められた2歳半から就学前児童

定員 1日16人

受入時間 単独通園…午前8時30分～午後4時30分
親子通園…午前9時30分～午後1時

利用料 無料

その他 利用には「受給者証」が必要になります。

◎保育所等訪問支援事業

対象児 保育園、認定こども園、学校などで集団生活を送る18歳未満の児童

利用料 児童福祉法に基づく給付費の1割（所得に応じて上限額が設定されます。）

その他 利用には「受給者証」が必要になります。

◎相談支援事業

対象 18歳未満の児童とその保護者

8 医療的ケア児支援 看護師派遣

《手続窓口》
田原市

《概要》

田原市内の保育所及び認定こども園並びに小学校及び中学校に看護師を派遣するなどして、医療的ケア児の通園・通学に対する支援を行います。

利用対象者 市内に住所を有する医療的ケア児で、集団生活が可能な児童

利用料 無料

その他 利用には「医師の意見書」等が必要になります。

申込先 子育て支援課 こども福祉係

9 放課後児童クラブのヘルパー派遣

《手続窓口》
田原市

《概要》

障害があり個別支援の必要な児童が安全に放課後児童クラブに参加できるように、ヘルパーを派遣します。

実施時間

平日 午後1時から午後6時までの間で利用者が児童クラブを利用する時間

長期休暇 午前8時30分から午後6時までの間で利用者が児童クラブを利用する時間

実施場所

その障害児が通う田原市児童クラブの活動する場所

利用対象者

田原市児童クラブへの加入承認を受けた児童で、個別に支援が必要と特に認められる障害児

実施内容

- ・利用者が通常の児童クラブの活動に参加できるよう援助・見守りをします。
- ・利用者本人または他の児童に危険のないよう見守りをします。
- ・その他、利用者のニーズに沿った活動への支援を行います。

事業所

- ・田原市社協ヘルパーステーション
- ・ヘルパーステーションMA・はろー

利用料

- ・ヘルパー派遣報酬単価の1割を負担（居宅介護事業所に直接支払い）
- ※田原市放課後児童健全育成事業実施要綱に定める利用料とは別

申込先

地域福祉課 障害福祉係

※放課後児童クラブ指導員、放課後児童クラブ担当課職員等関係機関との面接を行います。

10 学校介助員派遣

《手続窓口》
田原市

《概要》

障害等があり、著しく学校生活への適応が困難な児童・生徒に対し、豊かな学校生活を過ごせることを目的として、必要に応じて田原市内の小・中学校に、学校介助員を派遣します。

実施時間

児童・生徒が通常学校にいる時間内

実施場所

その障害児が通う小学校・中学校

利用対象者

田原市教育委員会からの通学を認められた児童・生徒で、個別に支援が必要と特に認められる障害児

実施内容

- ・学校内での受入と見送り
- ・授業中の援助
- ・休憩、自由時間等における指導補助
- ・校外学習、学校行事参加への介助
- ・給食の運搬と食事の介助

- ・排泄行動の介助
- ・特別教室への移動介助
- ・児童・生徒の衣服の着脱介助
- ・その他、必要な生活介助

利用料等 義務教育を受けるための支援であるため、利用料等は必要ありません。

申込先 地域福祉課 障害福祉係、学校教育課 学校教育係

1 1 意思疎通支援

《手続窓口》
田原市

■手話通訳者・要約筆記者の派遣

《概要》

聴覚障害・音声言語障害の方が社会活動等に参加、または聴覚障害・音声言語障害の方と意思疎通を図るとき、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

利用対象者 田原市に在住する聴覚障害・音声言語障害者の方または聴覚・音声言語障害の方とコミュニケーションを図る必要がある方

利用対象内容

- ・公共機関等の相談手続きに関する派遣
- ・医療機関等の医療に関する派遣
- ・公共職業安定所等の職業に関する派遣
- ・学校等教育に関する派遣
- ・その他、特に必要と認める事項
- ・派遣できる範囲は原則として愛知県内

利用料等 無料

申込先 地域福祉課 障害福祉係

必要書類等 申請書 ※申込窓口の他、田原市のHPからダウンロードできます。

申込方法 窓口、FAX(0531-23-3545)、田原市HPの申込フォーム

その他 原則、利用日の7日前までに申請書を提出してください。

■設置手話通訳

《概要》

聴覚障害・音声言語障害者の方の市役所本庁舎内での手続きや相談の支援を行います。

日 時 月・金曜日：午前9時～午後1時（祝日は除く）

火・水・木曜日：午後1時～午後5時（祝日は除く）

設置場所 地域福祉課 障害福祉係

12 視覚障害者歩行訓練等

《手続窓口》
田原市

《概要》

視覚障害のある方に、視覚障害リハビリテーションワーカー（歩行訓練士）を派遣し、白杖による歩行訓練等の生活訓練を行うことにより、視覚障害のある方の自立と社会参加につなげます。

対 象 者

市内在住の視覚障害の方で、身体障害者手帳を持っている方

※身体障害者手帳は障害部位が「視覚障害」に該当している者

利 用 料

無料

※ただし、事業利用中の利用者および歩行訓練士に係る交通費、施設利用料等の経費は利用者の負担となります。

利 用 回 数

利用者 1 人につき、原則年間5回（2時間程度／1回）

申 込 先

地域福祉課 障害福祉係

赤羽根市民センター 市民生活係

渥美支所 市民サービス課 窓口係

【市 HP へ】

必要書類等

- 申請書
- 身体障害者手帳



○在宅生活支援

1 緊急コールシステム

《手続窓口》
田原市

《概要》

緊急通報システム機器一式を貸与し、ボタンを押すことにより自動的に通報され、必要な措置がとられます。相談ボタンは親族または協力者等に、緊急ボタンは119番に通報されます。

対象者 独り暮らしの重度の障害者等

利用料 機器設置または撤去に係る経費……………市負担
通話料金……………本人負担

申込先

高齢福祉課 高齢福祉係
赤羽根市民センター 市民生活係
渥美支所 市民サービス課 窓口係

必要書類等

- ・ 申請書

2 NET・FAX・eメールによる119番の登録

《手続窓口》
田原市

《概要》

電話による緊急（火災・急病等）通報が困難な身体障害者の方のために、消防署にFAX番号・携帯電話やインターネットのメールアドレスを登録し、電話以外の方法で119番通報を行う制度です。

対象者 聴覚、音声・言語機能、そしゃく機能障害で身体障害者手帳をお持ちの方

申込先 地域福祉課 障害福祉係

必要書類等

- ・ 申請書
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 使用する携帯電話

3 訪問理美容サービス

《手続窓口》
田原市

《概要》

理容店や美容院に行くことが困難な障害者のために、登録された理容師（美容師）が自宅へ訪問し理美容サービスを提供します。

3,000円分の訪問理美容助成券を年間で最大5枚交付します。

対 象 者 特別障害者手当受給者

申 込 先

地域福祉課 障害福祉係
赤羽根市民センター 市民生活係
渥美支所 市民サービス課 窓口係

必 要 書 類 等

- ・ 申請書

そ の 他

・ 年度途中で認定を受けた方は、以下の交付枚数となります。

- 4月～ 6月に認定 5枚交付
- 7月～ 9月に認定 4枚交付
- 10月～12月に認定 2枚交付
- 1月～ 3月に認定 1枚交付

○医療費の支援

1 自立支援医療（精神通院・育成・更生）の給付

《手続窓口》
田原市

対象者（一定所得以上の者を除く）

精神通院医療	精神疾患により通院による継続的な治療が必要な方
育成医療	18歳未満の身体障害児または現存の疾患を放置すれば将来身体障害者福祉法第4条別表と同程度の障害を残すと認められる児童であって、確実なる治療効果が期待できる児童
更生医療	18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている方

給付水準

自己負担については原則として医療費の1割負担。ただし、世帯の所得水準等に応じて1ヶ月当たりの負担に上限額を設定されます。

また、入院時の食事療養費または生活療養費（いずれも標準負担額相当）については原則自己負担となります。

一定所得以下			中間所得層		一定所得以上
生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入 ≤ 80万	市町村民税非課税 本人収入 > 80万	市町村民税 < 3万3千 (所得割)	3万3千 ≤ 市町村民税 < 23万5千 (所得割)	23万5千 ≤ 市町村民税 (所得割)
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限額 2,500円	低所得2 負担上限額 5,000円	負担上限額：医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・ 負担限度額)
			育成医療の経過措置		
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	
			重 度 か つ 継 続 (※)		(経過措置) 負担上限額 20,000円
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	

※「重度かつ継続」の範囲

①疾病、症状等から対象となる者

《精神通院》統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）、精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

《育成・更生》心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、腎臓機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）、免疫機能障害

②疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

精神通院・育成・更生・医療保険の多数該当の者

指定医療機関

厚生労働大臣及び知事が指定した指定医療機関

対象医療

◎精神通院

- ・通院の必要な精神疾患

◎育成医療

- ・肢体不自由
- ・視覚障害
- ・聴覚・平衡機能障害
- ・音声・言語・そしゃく機能障害
- ・心臓機能障害（手術による治療を行うものに限る。）
- ・腎臓機能障害（人工透析、腎臓移植手術及び腎臓移植手術に伴う抗免疫療法を行うものに限る。）
- ・小腸機能障害（中心静脈栄養法を行うものに限る。）
- ・肝臓機能障害（肝臓移植術及び肝臓移植術に伴う抗免疫療法を行うものに限る。）
- ・その他の内臓障害（手術による治療を行うものに限る。）
- ・免疫機能障害

◎更生医療

- ・視覚障害 ……角膜移植術、白内障手術
- ・聴覚障害 ……外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術
- ・肢体不自由 ……人工関節置換術、理学療法
- ・心臓機能障害 ……心室心房中隔に対する手術
- ・腎臓機能障害 ……人工透析、腎臓移植手術
- ・小腸機能障害 ……中心静脈栄養法
- ・肝臓機能障害 ……肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法(免疫抑制療法)
- ・免疫 ……抗HIV療法、免疫調節療法
- ・口蓋裂後遺症 ……歯科矯正

申込先

地域福祉課 障害福祉係
赤羽根市民センター 市民生活係
渥美支所 市民サービス課 窓口係

【市HPへ】



必要書類等

- ・申請書
- ・指定自立支援医療機関の診断書（精神通院）または意見書（育成・更生）
- ・被保険者証の写し
- ・マイナンバー（個人番号）カードまたは通知カード
※同一医療保険加入者の個人番号の記載も必要です。
- ・本人確認書類（運転免許証（マイナ免許証含む）またはマイナ保険証など保険資格のわかるもの）

2 障害者医療費の助成

《手続窓口》
田原市

《概要》

対象となる方が医療機関等を受診する際にかかる医療費を助成します。

対 象 者

- ・身体障害者手帳1～3級をお持ちの方
- ・身体障害者手帳4級をお持ちで、障害名が腎臓機能障害の方
- ・身体障害者手帳4～6級をお持ちで、障害名が進行性筋萎縮症の方
- ・療育手帳をお持ちで、判定がAまたはBの方
- ・自閉症状群と診断されている方

適 用 除 外

- ・後期高齢者医療制度の対象となる方

○75歳以上の方

○65歳～74歳で一定の障害がある方※

※一定の障害がある方

・身体障害者手帳1～3級

・身体障害者手帳4級

(音声・言語、下肢1・3・4号)

・療育(愛護)手帳A判定(1・2度)

・精神障害者保健福祉手帳1・2級

…等

- ・生活保護を受けている方
- ・未就学児
- ・更生医療や育成医療などを受けている方

助 成 の 範 囲

保険診療自己負担分の全額

※入院時における食事代、差額ベッド代などは助成対象外となります。

申 込 先

保険年金課 医療係

赤羽根市民センター 市民生活係

渥美支所 市民サービス課 窓口係

そ の 他

- ・医療機関等を受診する際は、窓口でマイナ保険証など保険資格のわかるものと障害者医療費受給者証を提示してください。
- ・社会保険に加入している方は、交付された受給者証のコピーを加入中の健康保険組合へ提出し、障害者医療費助成を受けている旨を連絡してください。

3 精神障害者医療費の助成

《手続窓口》
田原市

《概要》

対象となる方が医療機関等を受診する際にかかる医療費を助成します。

対象者

- ①精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
- ②精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちでなく、自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちでなく、精神疾患による入院をした方

適用除外

- ・後期高齢者医療制度の対象となる方

- 75歳以上の方
- 65歳～74歳で一定の障害がある方※
※一定の障害がある方
 - ・身体障害者手帳1～3級
 - ・身体障害者手帳4級
(音声・言語、下肢1・3・4号)
 - ・療育（愛護）手帳A判定（1・2度）
 - ・精神障害者保健福祉手帳1・2級 …等

- ・生活保護を受けている方
- ・他の福祉医療（子ども・障害者・母子家庭等医療）を受給している方

助成の範囲

- ①の方 保険診療自己負担分の全額
- ②の方 精神疾患の通院にかかる保険診療自己負担分の全額
- ③の方 精神疾患の入院にかかる保険診療自己負担分の半額
※入院時における食事代、差額ベッド代などは助成対象外となります。

助成の方法

- ①及び②の方
医療機関等を受診する際に、窓口でマイナ保険証など保険資格のわかるものと精神障害者医療費受給者証を提示していただくと、医療費が無料になります。

※精神科の指定医療機関を受診する場合は自立支援医療受給者証（精神通院）を併せてご提示ください。

- ③の方
以下の窓口で申請していただくことで、後日、医療費を払い戻します。

【必要なもの】

- ・マイナ保険証など保険資格のわかるもの
- ・通帳など振込先のわかるもの
- ・領収書（受診者氏名及び診療点数等が記載されたもの）
- ・医師の診断書（入院開始日、病名及び「病名について精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に該当している」という文言が記載されたもの）

申込先

保険年金課 医療係
赤羽根市民センター 市民生活係
渥美支所 市民サービス課 窓口係

4 後期高齢者福祉医療費の助成

《手続窓口》
田原市

《概要》

対象となる方が医療機関等を受診する際にかかる医療費を助成します。

対 象 者

後期高齢者医療制度に加入されている方で以下に該当する方

- ① 身体障害者手帳1～3級をお持ちの方
- ② 身体障害者手帳4級をお持ちで、障害名が腎臓機能障害の方
- ③ 身体障害者手帳4～6級をお持ちで、障害名が進行性筋萎縮症の方
- ④ 療育手帳をお持ちで、判定がAまたはBの方
- ⑤ 自閉症状群と診断されている方
- ⑥ 母子家庭や父子家庭に該当する方（所得制限あり）
- ⑦ 精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
- ⑧ 戦傷病者手帳をお持ちの方（所得制限あり）
- ⑨ ひとり暮らしで市民税が非課税の方（その他条件あり）
- ⑩ 要介護区分が4または5と認定されており、生活介護を受けている期間が3か月以上継続している市民税非課税世帯の方（その他条件あり）

《後期高齢者医療制度の対象となる方》

○75歳以上の方

○65歳～74歳で一定の障害がある方※

※一定の障害がある方

・身体障害者手帳1～3級

・身体障害者手帳4級

（音声・言語、下肢1・3・4号）

・療育（愛護）手帳A判定（1・2度）

・精神障害者保健福祉手帳1・2級 …等

助 成 の 範 囲

保険診療自己負担分の全額

※入院時における食事代、差額ベッド代などは助成対象外となります。

・自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方へ

後期高齢者医療制度に加入しており、自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方が受給者証に記載されている指定医療機関に通院した場合、以下の窓口で申請していただくことで、後日、医療費を払い戻します。

【必要なもの】

マイナ保険証など保険資格のわかるもの、通帳など振込先のわかるもの、領収書（受診者氏名及び診療点数等が記載されたもの）、自立支援医療受給者証（精神通院）

申 込 先

保険年金課 医療係

赤羽根市民センター 市民生活係

渥美支所 市民サービス課 窓口係

5 指定難病医療の給付

《手続窓口》
愛知県

対象者 指定難病に関する医療または訪問看護等を受けている方
(その他の法令の規定による医療の給付を受けている方は除く)
※指定難病の一覧は厚生労働省のホームページをご覧ください。申込先にお問い合わせください。

取扱医療機関 知事が指定した指定医療機関

対象者負担 所得状況に応じ一部負担あり(承認を受けた疾病に係る医療に限る)

必要書類等

- 申請書
- 臨床調査個人票(難病指定医が作成したものに限り。疾病により、検査成績表、エックス線フィルム等が必要)
- 市町村民税の課税状況が確認できる書類(市県民税課税証明書等)^(※1)
- 住民票(対象患者が属する世帯全員の続柄記載のもの。個人番号が記載されていないもの。)
- マイナ保険証など保険資格のわかるもの^(※1)
- 同意書
- 個人番号(マイナンバー)が確認できる書類(通知カード等)
※対象患者が18歳未満の場合は、申請者に記載の保護者についても必要

※1 保険種別により提出が必要な対象者が異なります。

※2 条件によって他に書類が必要となる場合もあります。

申込先

愛知県豊川保健所田原保健分室(田原市田原福祉センター1階)

電話 0531-22-1238

6 小児慢性特定疾病医療の助成

《手続窓口》
愛知県

対象者	県内に住所を有する満18歳未満の患児（名古屋市・中核市を除く）
取扱医療機関	知事が指定した指定医療機関
対象疾患	悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体または遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患群
対象者負担	所得状況に応じ一部負担あり（承認を受けた疾病に係る医療に限る）
必要書類等	<ul style="list-style-type: none">・ 申請書・ 医療意見書・ 市町村民税の課税状況が確認できる書類（市県民税課税証明書等）^{（※1）}・ 住民票（対象患者が属する世帯全員の続柄記載のもの。個人番号が記載されていないもの。）・ マイナ保険証など保険資格のわかるもの^{（※1）}・ 同意書・ 世帯調書・ 個人番号（マイナンバー）が確認できる書類（通知カード等） ※必要な方は、①患児、②申請者（患児の保護者）、③患者と同じ医療保険に加入している方（国保加入の場合のみ）

※1 保険種別により提出が必要な対象者が異なります。

※2 条件によって他に書類が必要となる場合もあります。

申 込 先

愛知県豊川保健所田原保健分室（田原市田原福祉センター1階）

電話 0531-22-1238

○手当・年金

1 田原市障害者手当の支給

《手続窓口》
田原市

対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方

所得制限 無

月額

身体障害者手帳	1級	4,500円	18歳以上で本人非課税、または18歳未満で世帯全員非課税の場合、500円加算
	2級	3,500円	
	3級	2,500円	
	4級	1,500円	加算なし
	5級	1,000円	
	6級	1,000円	
療育手帳	A判定	4,500円	18歳以上で本人非課税、または18歳未満で世帯全員非課税の場合、500円加算
	B判定	2,500円	
	C判定	1,000円	加算なし
精神障害者保健福祉手帳	1級	4,500円	18歳以上で本人非課税、または18歳未満で世帯全員非課税の場合、500円加算
	2級	2,500円	
	3級	1,000円	加算なし

支給日 7月、11月、3月の原則25日

申込先 地域福祉課 障害福祉係、赤羽根市民センター、渥美支所市民サービス課

2 愛知県在宅重度障害者手当の支給

《手続窓口》
田原市

対象者

第1種	身障手帳が1～2級かつ療育手帳がA判定（IQ35以下）
第2種	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～2級 ・療育手帳A判定（IQ35以下） ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳B判定（IQ50以下）

所得制限 有

月額 第1種 15,950円 第2種 6,950円

支給日 4月、8月、12月の原則25日

申込先 地域福祉課 障害福祉係、赤羽根市民センター、渥美支所市民サービス課

その他

- ・各手帳交付時の年齢が65歳以上の方は対象外
- ・特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当受給者は対象外
- ・施設入所者及び3か月以上入院している方については対象外

3 特別障害者手当（国・県制度）の支給

《手続窓口》
田原市

対象者 以下の全てをみたす者

- ・市内に住所がある満20歳以上で、施設入所中もしくは3カ月以上入院中ではないこと
- ・本人の所得が基準以下であること
- ・日常生活において常時特別の介護を必要とし、基準一覧表のいずれかに該当する方

＜特別障害者手当 基準一覧表＞

共通	(1) 次の①～⑦のうち、重複する（2つ以上）障害を有する方 ※
	①・視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの（矯正視力による） ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	②両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	③両上肢の機能に著しい障害を有するもの、又は両上肢のすべての指を欠くもの、もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	④両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
	⑤体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	⑥①～⑤のほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が①～⑤と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	⑦精神の障害であって、①～⑥と同程度以上と認められる程度のもの
	(2) 身体障害を有する方で、(1)の③から⑤に該当する身体障害があり、かつ、日常生活動作に必要な運動を起こし得ない程度の方
	(3) 高度の内部障害又はその他の疾病を有する方で、絶対安静の方
(4) 高度の精神障害を有する方で、日常生活に著しい制限を受ける方	
A種	身体障害者手帳が1～2級、かつ、療育手帳がA判定（IQ35以下）の方
B種	身体障害者手帳が1～2級の方
	療育手帳がA判定（IQ35以下）の方

※異なる障害を3つ有する場合、1つは①～⑦、残り2つは別の基準ですのお問合せください。

月額 30,450円（A種：6,850円加算、B種：1,050円加算）

支給日 5月、8月、11月、2月の原則10日

申込先 地域福祉課 障害福祉係、赤羽根市民センター、渥美支所市民サービス課

必要書類等 申請書、医師の診断書（指定様式）、障害者手帳（持っている人のみ）、預金通帳（本人名義）、個人番号カードまたは通知カード
※ただし、障害者手帳に基準表（1）①～⑤と同じ内容の障害名もしくは知的障害（IQ35以下）の記載がある方は診断書を省略できます。

4 障害児福祉手当（国・県制度）の支給

《手続窓口》
田原市

対象者 以下の全てをみたす者

- ・市内に住所がある満20歳未満で、施設入所中もしくは3カ月以上入院中ではないこと
- ・本人の所得が基準以下であること
- ・日常生活において常時介護を必要とする状態で、基準一覧表のいずれかに該当する方

＜目安＞身体障害者手帳1・2級程度の方、知的障害（おおむねIQ20以下）、高度の精神障害により日常生活において常時介護を必要とする方、その他長期にわたる安静を必要とする病状があり、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の方

＜障害児福祉手当 基準一覧表＞

共通	①視力の良い方の眼の視力が0.02以下のもの（矯正視力による） ※上記以外にも視力障害と視野障害が重複していると、基準に該当する場合があります。
	②両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
	③両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	④両上肢のすべての指を欠くもの
	⑤両下肢の用を全く廃したもの
	⑥両大腿を2分の1以上失ったもの
	⑦体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
	⑧①～⑦のほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が①～⑦と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	⑨精神の障害であって、①～⑧と同程度以上と認められる程度のもの
	⑩身体の機能の障害もしくは病状又精神の障害が重複する場合であって、その状態が①～⑨と同程度以上と認められる程度のもの
A種	身体障害者手帳が1～2級、かつ、療育手帳がA判定（IQ35以下）の方
B種	身体障害者手帳が1～2級の方 療育手帳がA判定（IQ35以下）の方

月額 16,560円（A種：6,900円加算、B種：1,150円加算）

支給日 5月、8月、11月、2月の原則10日

申込先 地域福祉課 障害福祉係、赤羽根市民センター、渥美支所市民サービス課

必要書類等 申請書、医師の診断書（指定様式）、障害者手帳（持っている人のみ）、預金通帳（本人名義）、個人番号カードまたは通知カード
※ただし、障害者手帳に基準表①～⑦と同じ内容の障害名もしくは知的障害（IQ35以下）の記載がある方、または、特別児童扶養手当1級の受給対象児童の方は診断書を省略できます。

5 経過的福祉手当（国・県制度）の支給

《手続窓口》
田原市

対象者	20歳以上で、従来の福祉手当受給者のうち、特別障害者手当、障害基礎年金及び特別障害給付金のいずれも受けることができない方 ※旧福祉手当からの継続受給者のみで、昭和61年4月以降新規認定者はない。）
所得制限	有
月額	A種：23,460円 B種：17,710円 C種：16,560円
支給日	5月、8月、11月、2月の原則10日
その他	現在受給されている方のみで新規の認定はありません。

6 特別児童扶養手当（国・県制度）の支給

《手続窓口》
田原市

対象者	以下の全てをみたす者 <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所があり満20歳未満の障害児を擁護している保護者 ・障害児が施設入所していないこと ・保護者本人の所得が基準以下であること ・障害児が基準一覧表の障害要件を満たしていること <p><目安>身体や知的障害、疾病等により、日常生活において常時介護、一定の介助や安静を必要とすること</p>
月額	1級：58,450円 2級：38,930円 ※特別児童扶養手当等級
支給日	4月、8月、11月の原則11日
申込先	地域福祉課 障害福祉係、赤羽根市民センター、渥美支所市民サービス課
必要書類等	申請書、医師の診断書（指定様式）、戸籍謄本（全部事項証明書）、預金通帳（保護者本人名義）、個人番号カードまたは通知カード ※ただし、以下に該当する障害児は診断書の代わりに障害者手帳で可

聴覚障害、平衡機能障害 1～3級
音声機能言語機能又はそしゃく機能の障害 1～4級
肢体不自由（上肢） 1～3級
肢体不自由（体幹） 1～3級※「体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの」を除く
肢体不自由（下肢） 1～3級、4級（4-1、4-3、4-4のみ）
肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害） 1～3級
療育手帳A

＜ 特別児童扶養手当 基準一覧表＞

1 級	①両目の視力がそれぞれ0.03 以下のもの
	②一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
	③ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I /4 視票による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I /2 視票による両眼中心視野角度が28 度以下のもの
	④自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が20 点以下のもの
	⑤両耳の聴力レベルが100 デシベル以上のもの
	⑥両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	⑦両上肢のすべての指を欠くもの
	⑧両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	⑨両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	⑩両下肢を足関節以上で欠くもの
	⑪ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	⑫ ①～⑪のほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が①～⑪と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	⑬精神の障害であって、①～⑫と同程度以上と認められる程度のもの
	⑭ 身体の機能の障害もしくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が①～⑬と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	①両眼の視力がそれぞれ0.07 以下のもの
	②一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
	③ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1 /4 視票による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ 1 /2 視票による両眼中心視野角度が56 度以下のもの
	④自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が40 点以下のもの
	⑤両耳の聴力レベルが90 デシベル以上のもの
	⑥平衡機能に著しい障害を有するもの
	⑦咀嚼（そしゃく）の機能を欠くもの
	⑧音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	⑨両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	⑩両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	⑪一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	⑫一上肢のすべての指を欠くもの
	⑬一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	⑭両下肢のすべての指を欠くもの
	⑮一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	⑯一下肢を足関節以上で欠くもの
⑰体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	
⑱ ①～⑰のほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が①～⑰と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	
⑲精神の障害であって、①～⑱と同程度以上と認められる程度のもの	
⑳ 身体の機能の障害もしくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が①～⑲と同程度以上と認められる程度のもの	

7 児童扶養手当の支給

《手続窓口》
田原市

対象者	父または母が重度の障害（身障手帳1～2級と同程度）の状況にあり、18歳未満（心身に障害がある場合は20歳未満）の児童を監護養育している方。ただし、児童が父または母の障害基礎年金または障害年金の加算となっているときは、適用除外となることがあります。
所得制限	有
月額	・児童数1人の場合 全部支給 48,050円 所得制限による一部支給停止 48,040円～11,340円の範囲 ・児童数2人目の加算 全部支給 11,350円 所得制限による一部支給停止 11,340円～5,680円の範囲
支給日	5月、7月、9月、11月、1月、3月の原則11日
申込先	子育て支援課 こども福祉係
その他	母子家庭、父子家庭の方も対象となります。

8 田原市遺児手当の支給

《手続窓口》
田原市

対象者	父または母が重度の障害（身障手帳1～2級と同程度）の状態にあり、18歳以下の児童を監護養育している方で、田原市に住所を有する方
所得制限	有
月額	・遺児1人目 2,500円 ・2人目以降1人につき 4,000円
支給日	5月、7月、9月、11月、1月、3月の原則25日
申込先	子育て支援課 こども福祉係
その他	母子家庭、父子家庭の方も対象となります。

9 愛知県遺児手当の支給

《手続窓口》
田原市

対象者	父または母が重度の障害（身障手帳1～2級と同程度）の状態にあり、18歳以下の児童を監護養育している方。ただし、児童が父または母の障害基礎年金または障害年金の加算となっているときは、適用除外となります。
所得制限	有
月額	・遺児1人につき 1～3年目 4,350円 4～5年目 2,175円 6年目 支給対象外
支給日	5月、7月、9月、11月、1月、3月の原則25日
申込先	子育て支援課 こども福祉係

そ の 他 母子家庭、父子家庭の方も対象となります。

10 心身障害者扶養共済制度

《手続窓口》
田原市

《概要》

心身障害児・者を扶養している方が健康なうちに掛金を拠出し、扶養者が死亡したり、重度の障害となったりした場合に障害者に年金を支給します。

対 象 者

- ① 1～3級の身体障害、知的障害をお持ちの方を扶養している特別の疾病や障害を有していない65歳未満の方
- ② 精神または身体に永続的な障害のある方で、①と同程度の障害と認められる方

掛 金 額

- ・ 1口につき月額9,300円～23,300円
(加入時の扶養者の年齢により異なります。)
- ・ 2口まで加入できます。

掛金の免除

- ・ 20年以上加入し、65歳以上になったとき。
ただし、昭和61年3月31日以前に加入した方は、25年以上加入し、かつ65歳以上となったとき。

年 金 額

- ・ 残された心身障害児・者に支給
- ・ 1口につき、月額20,000円

弔 慰 金

- ・ 1年以上加入した後、心身障害児・者が亡くなった場合に加入者に支給
- ・ 一時金として一口につき30,000円～250,000円

脱 退 一 時 金

- ・ 5年以上加入した方が脱退した場合に加入者に支給
- ・ 一時金として一口につき45,000円～250,000円

申 込 先 地域福祉課 障害福祉係

必要書類等

- ・ 加入等申込書
- ・ 年金管理者指定届
- ・ 申込者告知書
- ・ 世帯全員の住民票
- ・ 手帳及び年金証書等

そ の 他

- ・ 弔慰金および脱退一時金は加入期間によって支給金額が異なります。

11 障害（基礎・厚生・共済）年金の支給

《手続窓口》
田原市等

対象者 各年金法及び共済組合法に定める障害等級認定基準に該当する方
(重度の障害になったとき)

支給開始時期 障害の認定を受けた月の翌月から

支給額
(令和7年4月分から)

障害基礎年金	1級	1,039,625 円	68歳以下の方 (昭和31年4月2日以後生まれ)
		1,036,625 円	69歳以上の方 (昭和31年4月1日以前生まれ)
	2級	831,700 円	68歳以下の方 (昭和31年4月2日以後生まれの方)
		829,300 円	69歳以上の方 (昭和31年4月1日以前生まれ)
障害厚生年金	被保険者によって、支給額は異なります。		
障害共済年金			

申込先

- 障害基礎年金・・・保険年金課 国保年金係
(2号及び3号期間のある方は、豊橋年金事務所での手続きになる場合があります。)
- 障害厚生年金・・・豊橋年金事務所(0532-33-4113)
- 障害共済年金・・・各共済組合

必要書類等

- ・ 基礎年金番号のわかるもの
- ・ 診断書(日本年金機構指定の用紙を保険年金課でもらってください)
- ・ 本人の通帳
- ・ 身体障害者手帳・療育手帳の写し
- ・ 受診状況等証明書
- ・ 病歴就労申立書
- ・ 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

※子の加算・・・世帯全員の住民票
在学証明書または所得証明書
戸籍謄本

その他

- ・ 障害厚生年金、障害共済年金については各申込先に確認してください。

○交通の支援

1 共通交通助成券の交付

《手続窓口》
田原市

対 象 者	田原市内に居住し、田原市の住民基本台帳に登録があり、以下のいずれかの障害を有する者 ・ 1、2級の下肢・体幹・視覚障害 ・ 1級の内部障害 ・ A判定（IQ35以下）の知的障害 ・ 1、2級の精神障害
内 容	次のいずれかを上半期（4月～9月）と下半期（10月～3月）に分けて年2回交付します。 ① タクシー・渥美線・豊鉄バス・ぐるりんバス共通利用助成券 1冊（100円券×50枚＝5,000円分） ② 元気パス（※豊鉄バス乗車券。65歳以上のみ）購入助成券 1冊（1枚5,000円分） ※①、②ともに上半期のみ運転免許資格のない方は2冊交付
申 込 先	地域福祉課 障害福祉係、赤羽根市民センター、渥美支所市民サービス課
必要書類等	申請書、障害者手帳
そ の 他	福祉有償料金助成券、自動車燃料費助成券との重複交付はできません。 下半期分は、上半期分を使い切った方のみ交付します。

2 福祉有償運送料金助成券の交付

《手続窓口》
田原市

対 象 者	以下の4つを全て満たす者 ①田原市内に居住し、田原市の住民基本台帳に登録がある者 ②福祉施設に入所していない者 ③下肢1・2級または体幹1・2級の身体障害者 ※該当障害のみの等級 ④寝たきり、または、車椅子を利用しなければ移動することが困難な者
内 容	医療機関への通院・入退院、保健・福祉施設への通所・入退所、公的施設・公共的施設の利用、助成券（上限4,300円）24枚を上半期（4月～9月）と下半期（10月～3月）に分けて年2回交付します。
利 用 区 域	田原市内または発着のどちらかが田原市内
申 込 先	地域福祉課 障害福祉係、赤羽根市民センター、渥美支所市民サービス課
必要書類等	申請書、身体障害者手帳
そ の 他	・ 共通交通助成券、自動車燃料費助成券との重複交付はできません。 ・ 利用前日までに福祉有償運送実施事業所（田原市社会福祉協議会、福寿園、成春館、コア・エンジェル、渥美の菜たね、MA・はろー）に申込み、利用時に助成券を提示してください。

3 自動車燃料費助成券の交付

《手続窓口》
田原市

対象者	田原市内に居住し、田原市の住民基本台帳に登録があり、以下のいずれかの障害を有する70歳未満の運転免許資格がなく、施設入所中（長期入院中などを含む）でない方。 <ul style="list-style-type: none">・ 1、2級の下肢・体幹・視覚障害・ 1級の内部障害・ A判定（IQ35以下）の知的障害・ 1、2級の精神障害
内容	燃料費助成券の交付 1冊（10リットル券×8枚＝年間80リットル）市内の有人ガソリンスタンドで給油の際に利用可 10リットル単位での利用をお願いします。
申込先	地域福祉課 障害福祉係、赤羽根市民センター、渥美支所市民サービス課
必要書類等	障害者手帳、補助対象車両の車検証写し、運転者の自動車運転免許証、（マイナ免許証含む）、高齢者等外出支援助成券交付申請書
その他	交通共通助成券、福祉有償料金助成券との重複交付はできません。 年1回交付します。 利用期限は令和9年3月31日までです。

4 福祉施設通園交通費の補助

《手続窓口》
田原市

《概要》

市内に居住する障害児が児童福祉施設に通園するための交通費を一部助成します。

対象者	現に市内に居住し、市外にある児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する障害児通所支援を行う、児童発達支援センターその他の厚生労働省で定める施設のサービスを受けるために障害児とともに通園する保護者
助成額	公共交通機関による自宅から施設等までの交通費の2往復分に相当する額。月額8,000円を上限とします。（ただし、施設等より送迎バス等ある場合は送迎バス停留所までの交通費とします。）
申込先	子育て支援課 こども福祉係
必要書類等	申請書、通園証明書等

5 有料道路通行料金の割引

《手続窓口》
田原市

《概要》

通勤、通学、通院等日常生活のため、足がわりとして自らまたは介護者が運転する乗用自動車等で有料道路を通行する場合、通行料金が割引されます。

適用条件 ①全ての身体障害者が自ら運転する場合（身体障害者手帳交付者）
②第1種障害者・療育手帳重度判定を受けている方を乗せて、介護者が運転する場合

割引率 全国の有料道路料金50%以内

申込先 地域福祉課 障害福祉係、赤羽根市民センター、渥美支所市民サービス課

必要書類等

- ・ 有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書（各窓口にあります）
- ・ 身体障害者手帳または療育手帳
- ・ 車検証
- ・ ETC車載器を利用されている方
ETCカード（障害者本人名義のもの。18歳未満は保護者名義可）
ETC車載器セットアップ申込書・証明書

その他

- ・ ETC割引の利用は、登録した自動車の場合のみ対象となります。ETCを利用しない場合はレンタカーや代車などでも料金割引が適用されます。
- ・ オンラインによる申請も可能です。（<https://www.expressway-discount.jp>）
- ・ 詳しくは有料道路ETC割引登録係までお問合せください。
TEL：045-477-1233（平日9時～17時） FAX：045-474-1110

6 タクシー料金の割引

対 象 者	身体障害者、知的障害者、精神障害者
適 用 範 囲	全都道府県（実施していないタクシー事業所も一部あります。）
割 引 率	規定料金の10%
申 込 先	

各タクシー会社（実際にはタクシー内で運転手に手帳を呈示）

必要書類等

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

7 鉄道運賃等の割引

対 象 者	身体障害者・知的障害者・精神障害者及びその介護者
利 用 機 関	JR各社及び私鉄各社の経営する鉄道、船舶
割 引 率	50%（自動車線の定期乗車券は30%）
手 帳 区 分	

種 別	第1種	第2種
身体障害者	視覚障害 1～3級、4級の一部 聴覚障害 2～3級 肢体不自由 1～3級（一部を除く） 内部障害 1～4級（一部を除く）	左以外の身体障害者
知的障害者	A判定	B～C判定
精神障害者保健福祉手帳	1級	2～3級

割引対象者

普通乗車券	第1種該当者・・・本人及び介護者 第2種該当者・・・本人 ※本人のみの場合は片道100kmを超える区間に限る。
定期乗車券	第1種該当者
回数乗車券・急行券	第1種該当者及び介護者

申 込 先	JR各社及び私鉄各社の切符購入窓口
必要書類等	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳
そ の 他	詳細についてはJR各社及び私鉄各社へお問合せください。

8 航空旅客運賃の割引

〈概要〉

定期航空路線の国内線全区間を利用する場合に、運賃が割引されます。

※割引運賃は各航空運送事業者または路線によって異なります。

対象者 12歳以上の身体・知的・精神障害者（児）とその介護者

利用機関 各航空会社の経営する飛行機
(適用されない会社も一部あります)

手帳区分 ※知的障害者の方については、事前に市役所での証明が必要です

種別	第1種	第2種
身体障害者	視覚障害 1～3級、4級の一部 聴覚障害 2～3級 肢体不自由 1～3級（一部を除く） 内部障害 1～4級（一部を除く）	左以外の身体障害者
知的障害者	A判定	B～C判定
精神障害者	全ての精神障害者	—

割引対象者 第1種該当・・・本人及び介護者 第2種該当・・・本人

申込先

各航空会社の支店、営業所、指定代理店

必要書類等

- 身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

9 路線バス運賃の割引

対象者 身体障害者、知的障害者、精神障害者

適用範囲 豊鉄バス（株）が運行する路線バス

割引率 普通・回数旅客運賃・・・5割引（本人と介護者1名まで）
定期旅客運賃（小児除く）・・・3割引

利用方法 降車時に手帳を提示

必要書類等

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

10 フェリー運賃の割引

対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者
適用範囲	伊勢湾フェリー（株）が運航するフェリー
割引率	旅客運賃5割引（第1種身体障害者、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級は介護者も5割引、車両運賃は適用外）
利用方法	乗船時に手帳を提示
必要書類等	<ul style="list-style-type: none">身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

11 駐車禁止等除外指定車標章

《手続窓口》
警察署

《概要》

歩行が困難な身体障害者等ご本人に対して、駐車禁止・時間制限駐車区間の場所に駐車可能となる標章を発行します。

対象者 身体障害者、戦傷病者、知的障害者、精神障害者、色素性乾皮症患者
※障害の程度により交付基準が定められています。

申請者 申請者は本人または親族

申込先

田原警察署 交通課（23-0110）

必要書類等

- 各種手帳及びその写し ※コピーのみは不可。必ず手帳をお持ちください。
- 必要に応じて指定医の「意見書」又は「診断書」等
- 代理人の方は関係を証明する書類
（運転免許書、戸籍謄本、住民票、健康マイナ保険証など保険資格のわかるもの等）

その他

- 交付はその方が使用する車両に提示するものとして交付しますので、車両が特定されるものではありません。
- 詳しくは愛知県警察のホームページ、または田原警察署交通課へお問合せください。

○住宅の支援

1 住宅改修費の支給

《手続窓口》
田原市

《概要》

身体障害者の方が住宅を改善する場合に、居宅生活動作補助用具の購入費および改修工事費への給付制度があります。

対象者

以下の5つ全てを満たす者

- ・下肢、体幹または乳幼児期前の非進行性の脳病変による運動機能障害の身体障害者手帳3級以上、もしくは、特殊便器への取替えの場合のみ上肢障害2級以上
- ・介護保険による住宅改修費の支給を受けることができない者
- ・田原市内に居住する者
- ・改修予定の住宅で住宅改修費の支給を受けたことがない者
- ・障害者本人または配偶者の市民税所得割額が46万円未満

給付範囲

以下の項目のいずれかに該当するもの

- ・手すりの取付け
- ・段差の解消
- ・滑り防止等のための床の材料変更
- ・引き戸等への扉の取替え
- ・洋式便器等への便器の取替え
- ・付帯して必要となる住宅改修

【市 HP へ】



利用者負担

生活保護世帯、市民税非課税世帯：自己負担なし（費用20万円分まで）

市民税課税世帯：1割負担（費用20万円分まで）

ただし、どちらも費用が20万円を超えた分は全額自己負担。

申込期間

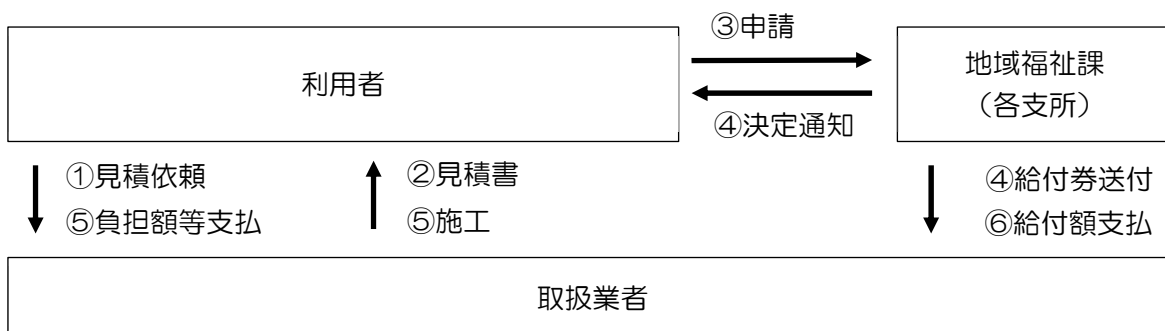
4月1日～翌年2月末頃（改修完了が3月末までに可能であること）

申込先

地域福祉課 障害福祉係

必要書類等

申請書、見積書、改善前後の見取図（平面図）、カタログの写し



2 人にやさしい住宅リフォーム補助金

《手続窓口》
田原市

《概要》

身体障害者のいる世帯で、リフォームヘルパーの相談及び助言により住宅を改善する場合に、次のような補助制度があります。

対象者 以下の全てを満たす者

- ・視覚、下肢、体幹または乳幼児期前の非進行性の脳病変による運動機能障害の身体障害者手帳3級以上
- ・人にやさしい住宅リフォーム補助金の支給を受けたことがない者
- ・田原市内に居住する70歳未満の者

対象工事

- (1) 居室、廊下、浴室、トイレ、台所、玄関等の段差の解消及び手すりの取付けその他の居住環境の安全対策として必要な改修
- (2) 住宅と宅地敷地等の段差がある場合で、居住する住宅に入るために必要な設備の整備
- (3) その他準ずると認められる住宅改修等

補助率 補助対象工事に必要な経費の1/2、補助金上限額15万円

申込期間 4月1日から翌年1月末頃（改修完了が3月末までに可能であること）

申込先 地域福祉課 障害福祉係

必要書類等 申請書、見積書、改善前後の見取図（平面図）、写真
（【工事完了後】完了報告書、完了後の写真、領収書、請求書）

手続の流れ

①申請書の提出 ⇒ ②市担当者の現地確認 ⇒ ③決定通知送付 ⇒

④事業者による施工 ⇒ ⑤事業者へ工事代金の支払い ⇒ ⑥完了報告書の提出 ⇒

⑦市担当者の現地確認 ⇒ ⑧補助金確定通知送付 ⇒ ⑨請求書の提出 ⇒

⑩補助金振込

※申請者の方が行う部分は、**太字下線**です。

現地確認時は事業者の方も立ち合いをお願いします。

【市HPへ】



3 バリアフリー改修に伴う固定資産税の減免

《手続窓口》
田原市

《概要》

既存住宅についてバリアフリー改修工事を行った場合、申告により当該家屋の固定資産税が一部減額される制度があります。

居住者要件

改修を行う家屋に、次のいずれかの方が居住していること

- ① 65歳以上の方
- ② 要介護認定または要支援認定を受けている方
- ③ 障害のある方

対象改修工事

新築された日から10年以上経過し、改修後の床面積が40㎡以上240㎡以下になる住宅で、補助金を除く工事費が50万円を超え、令和13年3月31日までの間に完了する次の工事

- 廊下の拡幅
- 階段の勾配の緩和
- 浴室の改良
- 便所の改良
- 手すりの取付け
- 床の段差の解消
- 引き戸への取替え
- 床表面の滑り止め化

減額の内容

改修工事完了後、最初に来る1月1日の翌年度分について、改修した住宅の床面積100㎡分までの固定資産税を3分の1減額する。

※新築住宅に対する減額措置または耐震改修に対する減額措置の適用を受けている住宅について重複適用はできません。

申告期間

改修工事完了後、3ヶ月以内

申告先

税務課 資産税係

申告書類等

- 申告書
- バリアフリー工事の領収書の写し
- 工事明細書の写し（建築士、登録性能評価機関による証明で代替可）
- 改修箇所の図面・工事写真（改修前・改修後）
- 補助金等の明細書の写し
- 介護保険被保険者証または身体障害者手帳の写し
- 申告遅延の理由書（改修工事完了後から3カ月を経過後に申請する場合）

4 市営住宅使用料の軽減

《手続窓口》
田原市

《概要》

市営住宅に入居している方で次の世帯は、家賃の減額減免制度が受けられます。

対象者及び減額率等

区 分	対 象 者		減額率等（内容）
低所得減免	生活保護世帯		家賃と住宅扶助料との差額免除
	所得月額	0円 ～ 26,000円	家賃の50%
	所得月額	26,001円 ～ 52,000円	家賃の30%
福祉減額	所得月額 52,001円～78,000円の次の世帯 ・母子世帯 ・父子世帯 ・老人世帯 ・心身障害者世帯 ・原爆被爆者世帯		家賃の10%

福祉減額対象者

母子世帯	「配偶者のいない女子」であって、現に20歳未満の子を扶養している世帯（同居の親族のうち20歳以上で、かつ、経常的収入を得る職業に就いている方がいる世帯は除く。）
父子世帯	「配偶者のいない男子」であって、現に20歳未満の子を扶養している世帯（同居の親族のうち20歳以上で、かつ、経常的収入を得る職業に就いている方がいる世帯は除く。）
老人世帯	60歳以上の老人世帯 （家族は、その配偶者、18歳未満または56歳以上の方に限る。）
心身障害者世帯	家族の中（同居親族）に、中度（療育手帳B判定・愛護手帳3度）以上の知的障害、中度（2級）以上の精神障害、4級以上の身体障害のある方、または恩給法別表第1号表の3第1款症以上の障害がある戦傷病者のいる世帯
原爆被爆者世帯	家族の中（同居親族）に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条第2項の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している方のいる世帯

申 込 先

住宅政策課 住宅管理係

○子育ての支援

1 障害児保育

《手続窓口》
田原市

《概要》

心身に障害がある幼児や配慮を必要とする幼児が保育所や子ども園で健常児とともに生活することを通じ、心身の発達が促されるよう援助しています。

対象者

次の①～③の条件を満たしている児童

- ① 障害児のうち集団保育が可能な児童
- ② 中軽度の障害児で日々通所できる児童
- ③ 3歳以上で心身の成長発達に有効と認められる児童

受入保育所

知的障害児	保育所（1園）、認定子ども園（16園）
身体障害児	稲場保育園、伊良湖岬保育園、漆田保育園 ※身体状況により他園での受け入れも可能

申込先

子育て支援課 こども保育係

必要書類等

- ・ 入所申込書
- ・ 認定申請書

2 児童発達支援等給食費等の助成

《手続窓口》
田原市

《概要》

児童発達支援事業所又は特別支援学校（幼稚部）に通う児童の給食及びおやつの実費相当額を助成することにより、家族の負担を軽減します。

対象児童

田原市内に居住し、市外の児童発達支援事業所又は特別支援学校（幼稚部）に通う児童

助成額

実費相当額（月額13,000円を上限）

申込先

子育て支援課 こども福祉係

3 児童発達支援等サービスの無償化

《手続窓口》
田原市

《概要》

0～2歳児の児童発達支援事業所等のサービスを利用した際にかかる利用者負担額（自己負担額）を市が全額負担します。

対象児童 田原市内に居住し、児童発達支援事業所等の利用について、障害児通所給付費等の支給決定を受けている0歳から2歳までの児童

対象サービス 児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

その他 利用者負担額の無償化にかかる手続きは不要です。

4 ペアレントプログラムの開催

《手続窓口》
田原市

《概要》

応用行動分析という心理療法の考え方に基づいた手法をベースに、保護者に児童への関わり方を学んでいただくためのプログラムです。ペアレントプログラムでは、保護者の困りごとを児童の『行動』に着目して整理する事で、児童への理解と適切な関わり方に気づいていただくことを目指します。

対象者 子育て中の方（原則、全6回参加できる方）及び子育て支援者等
日程 6回講座 60分

内容 「行動」をみることで児童の現状を把握し、出来るところをみつけて、児童の個性に合った子育てを親子で実現する方法を学びます。

申込先 子育て支援課 こども福祉係

その他 開催日程、場所等については、保育園等でチラシを配布しています。

5 ちゅうりっぷ教室の開催

《手続窓口》
田原市

《概要》

児童が生き生きと育っていくことができるよう、一人ひとりの特性を考慮し、集団生活の準備や個別的なかかわりなどについて、適切な援助を行うことを目的としています。

対象児 田原市に居住し、おおむね2歳6ヶ月から3歳になった年度の年度末までの児童で、次のいずれかに該当する児童

- ・乳幼児健康診査において経過観察となった児童
- ・家庭から相談のあった児童
- ・その他関係機関において早期からの集団療育が必要とされた児童

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣の基本を学ぶ ・教室を通して親子が新しい経験を増やし、児童の得意なことと苦手なことを知り、よりよい親子関係をつくる ・保護者の仲間づくりの場とする
内 容	体操、リズム遊び、手遊び、設定遊び、身体測定、保護者勉強会、個別相談等・生活習慣の基本を学ぶ
ス タ ッ フ	保育士、臨床心理士、言語聴覚士等
開 催 場 所	田原市児童発達支援センター分館
開 催 日	原則として毎週月・水曜日 午前9時30分～午前11時30分 月1回（お弁当持ち） 午前9時30分～午後0時30分
申 込 先	田原市児童発達支援センター分館・子育て支援課

6 なかよし教室の開催

《手続窓口》
田原市

《概要》

親子が一緒になって、ふれあい、いろいろな活動を通して心身の発達を促す教室です。

対 象 児	<p>田原市に住所を有する小学校就学前の児童で次のいずれかに該当する児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1歳6か月健診、3歳6か月児健診等で、経過観察となった児童 ・保健師の訪問や家族からの相談により、継続観察を必要とする児童 ・発達支援教室や保育所、その他関係機関より相談のあった児童
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・親子でふれあい、遊びを通して、よりよい親と子の関係をつくる。 ・友だちとのふれあいを楽しみながら社会性の芽を育て、集団参加への基礎作りをする。 ・いろいろな楽しい体験を通じて、児童の特性を知り、よりよいかかわり方を学ぶ。 ・子育てや児童のことについて話し合い、保護者同士の交流を深め、仲間づくりの場とする。
内 容	体操、リズム遊び、手遊び、設定遊び、身体測定、保護者勉強会、個別相談等
ス タ ッ フ	保育士、臨床心理士、言語聴覚士等
開 催 日	原則として毎週火曜日、木曜日または金曜日のいずれか 午前9時15分～午前11時15分 第2・第4火・木・金曜日（お弁当持ち） 午前9時15分～午後1時
開 催 場 所	田原市児童発達支援センター分館
申 込 先	田原市児童発達支援センター分館・子育て支援課

7 特別支援学校

〈概要〉

教育上特別な支援を必要とする障害児のために、各種の学校(学級)が設けられています。

肢体不自由特別支援学校 (肢)

愛知県立豊橋特別支援学校 …小学部、中学部、高等部、施設内教育、訪問教育

知的障害児等特別支援学校 (知)

豊橋市立くすのき特別支援学校 …小学部、中学部、高等部(産業科)

愛知県立豊川特別支援学校 …高等部(対象：旧田原町地区)

愛知県立豊橋特別支援学校潮風教室 …高等部(対象：旧渥美・赤羽根地区)

聴覚障害児聾学校 (聴)

愛知県立豊橋聾学校…幼稚部、小学部、中学部、高等部

視覚障害児盲学校 (視)

愛知県立岡崎盲学校…幼稚部、小学部、中学部、高等部

特別支援学級

六連小学校(知、自) 神戸小学校(知、肢、病、自) 大草小学校(知、自)
田原東部小学校(知、自) 田原南部小学校(知、自) 童浦小学校(知、自)
田原中部小学校(知、自) 衣笠小学校(知、自) 野田小学校(知、自)
高松小学校(知、自) 赤羽根小学校(知、自) 若戸小学校(知、言、自)
亀山小学校(知、自) 中山小学校(知、肢、自) 福江小学校(知、自)
清田小学校(知、肢、病、自) 泉小学校(知、病) 伊良湖岬小学校(知、自)
東部中学校(知、自) 田原中学校(知、肢、自)
赤羽根中学校(知、自) 福江中学校(知、自)

※ () 内は対象とする障害の種類を以下のように示しています。

知…知的障害	肢…肢体不自由	病…病弱・身体虚弱
聴…難聴	言…言語障害	自…自閉症・情緒障害
視…視覚障害		

○社会生活の支援

1 自動車運転免許取得費の助成

《手続窓口》
田原市

《概要》

自動車教習所で技能を習得し、普通自動車運転免許を取得した場合に必要な経費の一部を補助します。

対象者 身体障害者（視覚障害を除く）

補助額 経費の2/3以内（限度額10万円）

申込先 地域福祉課 障害福祉係

必要書類等

- ・ 申請書
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 運転免許証（マイナ免許証含む）
- ・ 免許取得に要した経費を明らかにしたもの（自動車学校の領収書等）

その他 取得後6か月以内の申請に限ります。

2 身体障害者用自動車改造費の助成

《手続窓口》
田原市

《概要》

上肢・下肢・体幹機能障害の方が就労等のため、自動車の操向装置等の一部を改造する必要がある場合、その自動車の改造に要する経費を補助します。

対象者 身体障害者手帳の交付を受けた方で、道路交通法に規定する「免許条件」が付いている方

所得制限 有

補助限度額 10万円まで

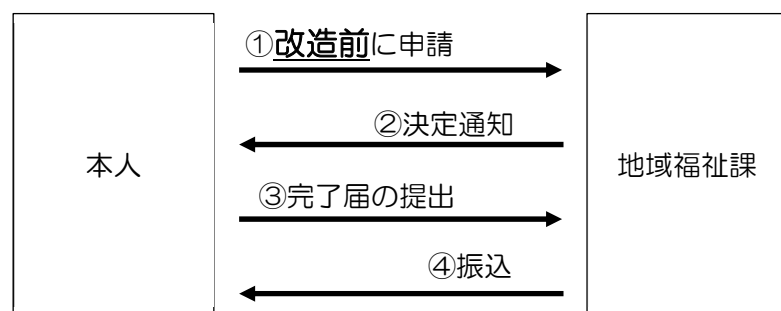
申込先 地域福祉課障害福祉係

必要書類

- ・ 申請書
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 改造部分の見積書（改造施工業者が作成したもの）
- ・ 運転免許証（マイナ免許証含む）の写し（裏表の両面。「免許条件等」の欄に限定要件の記載必須）
- ・ 改造部品のカatalog等

【完了届提出時】

- ・ 改造前後の写真
- ・ 改造部分の領収書（改造施工業者が作成したもの）
- ・ 改造後の車検証



3 障害者自発的活動支援事業費補助金

《手続窓口》
田原市

《概要》

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことに役立つ活動をする団体に対し、補助金を交付します。

補助対象団体

市内に住所を有する地域住民等で構成された団体または市内に活動の拠点を置き、市内に住所を有する地域住民等が構成員の多数を占める団体

補助対象事業

- ・ 障害者等及びその家族が、互いの悩みを共有し、情報の交換ができる交流会活動
- ・ 障害者等及びその家族を含めた地域における災害対策活動
- ・ 障害者等及びその家族が孤立することがないようにする見守り活動
- ・ 障害者等が仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける活動の支援及び障害者等に対する社会復帰活動
- ・ 障害者等に対するボランティアの養成及びその活動

申 込 先

地域福祉課 障害福祉係

4 自動車税（軽自動車税）の減免

《手続窓口》
愛知県・田原市

《概要》

身体障害者、戦傷病者、知的障害者または精神障害者の方が所有する自動車の自動車税（軽自動車税）の減免をします。

対 象

身体障害者等が所有する（軽）自動車。
一人につき1台（自動車税または軽自動車税のどちらか）
※障害の程度や運転する方等の要件があります。

減 免 額

（軽）自動車税の全額 ※自動車税の減免額は上限あり。

申 請 期 限

自動車税・・・新規購入：新規登録を行うまで
その他：取得した年度の翌年度の5月31日まで
軽自動車税・・・取得した年度の翌年度の納期限まで

申 込 先

自動車税 愛知県東三河県税事務所
軽自動車税 税務課 資産税係
赤羽根市民センター 市民生活係
渥美支所 市民サービス課 窓口係

必 要 書 類 等

障害者手帳等、運転免許証（マイナ免許証含む）、車検証、その他（住民票等が必要な場合あり。）

そ の 他

詳細はそれぞれの申請先にお問い合わせください。

5 所得税、市民税・県民税の軽減

〈概要〉

本人・同一生計配偶者・扶養親族が障害者である場合、所得税、市民税・県民税において、一人につき次の所得控除（障害者控除）が受けられます。

控 除 額

所得税	普通障害者	270,000 円
	特別障害者（*）	400,000 円
	同居特別障害者	750,000 円
市民税・ 県民税	普通障害者	260,000 円
	特別障害者（*）	300,000 円
	同居特別障害者	530,000 円

（*）「特別障害者」とは、身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の方などです。

※ 市民税・県民税非課税の範囲・・・申告者本人が障害者で、前年中の合計所得金額が135万円以下の場合には非課税です。

申 告 先

所得税 豊橋税務署（0532-52-6201）
市県民税 税務課 市民税係

6 NHK受信料の免除

〈概要〉

心身障害者のいる世帯に対して、NHK受信料の減免が受けられます。

対象世帯・免除額

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	全額免除
視覚・聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で、かつ、受信契約者の場合 重度の身体、知的、精神障害者手帳をお持ちの方が世帯主で、かつ、受信契約者の場合	半額免除

申 込 先

地域福祉課 障害福祉係、赤羽根市民センター、渥美支所市民サービス課

必要書類等

- ・ 印鑑
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、または精神保健福祉手帳

7 点字図書の給付

《手続窓口》
田原市

《概要》

点字で情報を入手している視覚障害者等の方が点字図書を購入する場合に、一般図書との差額を給付します。

対象者 市内に居住する視覚障害の身体障害者手帳を持っている方で、点字で情報を入手している方

給付範囲

- ・月間又は週刊で発行される雑誌は対象外
- ・6タイトル又は24巻まで

(辞書等の一括購入しなければならないものを除く)

利用者負担額 点字翻訳する前の一般図書の購入価格相当額

申込先 地域福祉課 障害福祉係

必要書類等 申請書、点字図書発行証明書

その他 申請にあたり、点字図書給付対象出版施設に電話などで点字図書発行証明書の交付を受けてください。

8 図書館 にじいろサービス

《郵送貸出サービス》

図書館にある資料などを郵送で貸出や返却をすることができます。

対象者	資料
視覚障害者手帳1～6級	録音図書・CD
身体障害者手帳1・2級（内部障害は3級） 療育手帳A・B判定	図書館にあるすべての資料
聴覚障害者手帳1～6級	ビデオ・DVD

《対面朗読サービス》

文字を読むことが困難な方を対象に、対面朗読室で、希望の本などをお読みします。
10日前までに申し込みが必要です。

《プレクストークの貸出》

デイジー図書を聞くための機械を貸出しています。

《読みやすい資料、耳で楽しむ資料、目と耳で楽しむ資料があります》

大活字本	文字が大きくて、読みやすい本です。
LLブック	やさしい言葉やイラストで、読みやすいように工夫された本です。
録音図書（デイジー）	本を音声で聞くことができます。
朗読CD・音楽CD	小説・歌・落語などです。
マルチメディアデイジー	パソコンで音声を聞きながら、絵と文字を見ることができます。

《図書館利用補助機器のご案内》

どなたでもご利用できます。

利用ご希望の方はカウンターにお申し出ください。

●文字や話し言葉によるコミュニケーションが難しい方へ

「コミュニケーションボード」

イラストを指さすことで自分の意思を伝えることができます。

*この他英語版、文字盤などもあります。筆談も可能ですので、遠慮なくお申し出ください。

どうしましたか?

○はい ×いいえ ?わからない

ひつたん 筆談 ゆひ かいわ 指さし会話 たいちよう わる 体調が悪い

おしえてください いっしょに来て

施設

おまちください ごあんないします

し せつ 設 トイレ エレベーター こしつ 個室

かいかん ひ じかん 開館日・時間 へんきやく 返却ポスト

その他

しんぶん 新聞 かいが 絵画 かくだいどくしょき 拡大読書器 けいたいでんわ 携帯電話

でんわ 電話 ファックス メール ホームページ いんしよく 飲食

よむ 読む かく かく わすれ物 忘れ物 バスの時間 こうばん 交番

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

ねん 年 がつ 月 にち 日 しゅうかん 週間 じ 時 ぶん 分

*一部、近畿視覚障害者情報サービス研究会による「L1版利用版」(複製)のピクトグラムを使用させていただきました。
田原市図書館 コミュニケーションボード

●音声が聞きづらい方へ

「音声拡張器」

耳にあてるだけで会話が聞こえやすくなります。



●文字や図が読みづらい方へ

「リーディングトラッカー」

読みたい行だけに視点を集中し文章を読むことができます。

視覚障害(視野狭窄や黄斑変性など)のある人の読書をサポートするツールであると共に、集中して読書をしたい人にも便利です。



「拡大読書器」

【中央図書館で利用できます】

小さくて見づらい文字や図を、拡大して見やすくすることができます。

その他、老眼鏡、拡大鏡もあります。

●車いすでご利用の方へ

「車いす専用カート」

【中央図書館・渥美図書館で利用できます】

車いすに装着し、本などの資料を入れて持ち運ぶことができます。



◆詳しくは、田原市中央図書館にお問合せください。

9 ヘルプマークの配布

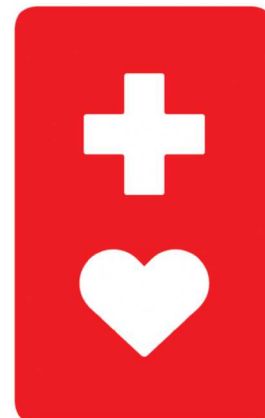
《概要》

援助や配慮を必要としていることが外見からわかりにくい方々を、周囲に知らせることのできるマークです。詳細は72ページにあります。

対象者 援助や配慮を必要としていることが外見からわかりにくい方（義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など）

使用方法 ストラップを利用し、鞆等に着けてご利用ください。

配布場所 ①地域福祉課 障害福祉係、赤羽根市民センター、渥美支所市民サービス課
②田原市障害者総合相談センター（田原福祉センター内）



10 ヘルプカードの配布

《概要》

災害時・日常生活において援助や配慮が必要な方に田原市版ヘルプカードを配布しています。

対象者 災害時・日常生活において援助や配慮が必要な方

使用方法 カードに必要事項を記入したら、そのカードを携帯して支援が必要な時に掲示してください。

配布場所 ①田原市ホームページからダウンロードできます。
②地域福祉課 障害福祉係、赤羽根市民センター、渥美支所市民サービス課
③田原市障害者総合相談センター（田原福祉センター内）



1 1 身体障害者福祉協会

〈概要〉

身体に障害を持つ方が、活動を通じてふれあいや情報交換を行う団体です。

対 象 者	20歳以上の身体障害者手帳所持者
活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none">・愛知県障害者スポーツ大会・愛知県身体障害者グラウンドゴルフ大会・東三河ゲートボール大会・各種研修会・ミニレクリエーション大会・愛知県身体障害者福祉大会 等
会 費	年500円
連 絡 先	田原市社会福祉協議会（田原福祉センター内）及び地区役員 電話23-0610

1 2 手をつなぐ育成会

〈概要〉

障害児・者を持つ親が、一緒になって障害児・者の生活環境の向上を考えていく団体です。

活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none">・本人部会（本人達による行事）・療育相談（田原地区・渥美地区）・情報交換及び学習会・講演会・各施設の見学会・行政等との話し合い・各種行事 他
会 費	年3,000円
連 絡 先	田原市社会福祉協議会（田原福祉センター内） 電話23-0610

1 3 田原精神障害者地域家族会「しおじ会」

〈概要〉

本人や病気への理解を深め、家族同士の悩みや経験を分かち合い、相談する中で家族同士の交流を深めます。また、社会の偏見や差別の除去に努力し、福祉の向上や障害のある人が社会参加しやすい地域づくりを目指します。

活 動 内 容	・勉強会等の「家族教室」
連 絡 先	「ふれあいの家」内 電話22-7341

14 たはらコネクトライン

《概要》

障害のある方への差別や合理的配慮に関して相談するためのオンライン窓口です。

対 象 者 ご本人、事例を見かけた方など

相 談 内 容

- ・ 障害のある方が差別的な取り扱いを受けて困ったこと
- ・ 障害のある方への配慮や工夫の良い取り組み

入力フォーム 下記のQRコードから相談窓口入力フォームに必要事項を入力してください。



○その他

1 田原市内障がい福祉関係事業所一覧

■相談支援・計画相談・地域相談・障害児相談

事業所名	運営法人	所在地	電話
田原市障害者総合相談センター	下記の3事業所の相談支援専門員が常駐	赤石二丁目2番地 (田原福祉センター内)	23-3812
田原市社協相談支援事業所	社会福祉法人 田原市社会福祉協議会	赤石二丁目2番地 (田原福祉センター内)	23-0610
蔵王の杜相談支援事業所	社会福祉法人 成春館	赤石二丁目2番地 (田原福祉センター内)	23-3812
MA・はろー相談支援事業所	特定非営利活動法人 MA・はろー	田原町南新地 69 番地 1	37-5698

■計画相談・障害児相談

事業所名	運営法人	所在地	電話
田原授産所相談支援事業所 ※計画相談のみ	社会福祉法人 成春館	田原町石取 1 番地 9	23-7513
田原相談支援事業所	株式会社イノウエ	赤羽根町諏訪 29 番地 1	45-2011
田原市こども相談支援事業所	田原市	大久保町大新田 140 番地 1 (田原市児童発達支援センター内)	22-0256

■居宅介護・同行援護・重度訪問介護・移動支援（ヘルパー）

事業所名	運営法人	所在地	電話
田原市社協ヘルパーステーション	社会福祉法人 田原市社会福祉協議会	赤羽根町赤土 1 番地 (赤羽根市民センター内)	45-4333
ヘルパーステーションMA・はろー	特定非営利活動法人 MA・はろー	田原町南新地 69 番地 1	37-5698
花の里ヘルパーセンター (※1)	社会福祉法人 福寿園	保美町平城 6 番地 1	34-6788
田原福寿園ヘルパーセンター (※1)	社会福祉法人 福寿園	六連町神ノ釜 9 番地 3	27-0008
訪問介護にじいろケア (共生型) (※2)	ケアサポートにじいろ	豊島町道南 22 番地 3	29-0501

※1 同行援護を除く ※2 同行援護、移動支援を除く

■生活介護（デイサービス）

事業所名	運営法人	所在地	電話
蔵王苑	社会福祉法人 成春館	田原町西山口 1 番地	22-1145

蔵王の杜	社会福祉法人 成春館	田原町石取 1 番地 9	23-7511
田原授産所	社会福祉法人 成春館	田原町石取 1 番地 9	23-7513
やまぶきハウス	特定非営利活動法人 気分爽快	田原町新清谷 4 6 番地	27-6377
多機能型事業所田原市社協 (なのはな)	社会福祉法人 田原市社会福祉協議会	赤羽根町赤土 1 番地 (赤羽根市民センター内)	45-3828
ちょうかいデイサービス (共生型)	有限会社 宮原コーポレーション	大草町二本木 12 番地 1	24-2030
渥美デイサービスセンター (共生型)	社会福祉法人 福寿園	保美町寺西 21 番地 10	33-1513

■短期入所（ショートステイ）

事業所名	運営法人	所在地	電話
蔵王苑	社会福祉法人 成春館	田原町西山口 1 番地	22-1145
蔵王の杜	社会福祉法人 成春館	田原町石取 1 番地 9	23-7511
うたたね	特定非営利活動法人 うたた	田原町南晩田 20 番地 7	22-0344
もえぎ・あさぎ	特定非営利活動法人 MA・はろー	田原町大沢下 24 番地 1	37-5698
パシフィックショートス テイセンター（共生型）	社会福祉法人 福寿園	南神戸町東浜辺 77 番地 1	27-0216

■就労移行支援

事業所名	運営法人	所在地	電話
多機能型事業所田原市社協	社会福祉法人 田原市社会福祉協議会	赤石二丁目 2 番地 (田原福祉センター内)	27-6311

■就労定着支援

事業所名	運営法人	所在地	電話
田原市社協就労定着支援 事業所	社会福祉法人 田原市社会福祉協議会	赤石二丁目 2 番地 (田原福祉センター内)	27-6311

■就労選択支援

事業所名	運営法人	所在地	電話
田原市社協就労選択支援 事業所	社会福祉法人 田原市社会福祉協議会	赤石二丁目 2 番地 (田原福祉センター内)	27-6311

■就労継続支援（A型）

事業所名	運営法人	所在地	電話
ワークアシスト田原	株式会社イノウエ	赤羽根町諏訪29番地1	45-2011
あい福の里	社会福祉法人 福寿園	保美町平城97番地1	34-1088

■就労継続支援（B型）

事業所名	運営法人	所在地	電話
ふれあいの家	特定非営利活動法人 おおぞら	田原町南新地72番地1	22-7341
やまぶきハウス	特定非営利活動法人 気分爽快	田原町北乗鞍11番地4	27-6377
どりーむはうす	株式会社 ナインポイント	豊島町榎沢21番地1	27-7070
ワークステップ田原	株式会社イノウエ	赤羽根町諏訪29番地1	45-2011

■共同生活援助（グループホーム）

事業所名	運営法人	所在地	電話
藤の木ホーム・桜木ホーム	社会福祉法人 成春館	田原町亀若21番地4	23-2135
蛍の里	社会福祉法人 成春館	田原町亀若16番地1	23-2135
うたたね	特定非営利活動法人 うたた	田原町南晩田20番地7	22-0344
もえぎ・あさぎ	特定非営利活動法人 MA・はろー	田原町大沢下24番地1	37-5698
グループホームあい福の里	社会福祉法人 福寿園	保美町平城143番地1	36-4590
シェアハウスただいま	株式会社 GOK	谷熊町栗生58番地1	36-6372

■入所施設

事業所名	運営法人	所在地	電話
蔵王苑	社会福祉法人 成春館	田原町西山口1番地	22-1145
蔵王の杜	社会福祉法人 成春館	田原町石取1番地9	23-7511

■訪問入浴サービス

事業所名	運営法人	所在地	電話
ASCare（アスケア） 在宅介護センター 豊橋	ASCare（アスケア） 株式会社	豊橋市小畷町383番地	050-3317-1687
田原入浴サービスセンター	社会福祉法人 福寿園	赤羽根町赤土1番地	45-5855

■日中一時支援

事業所名	運営法人	所在地	電話
蔵王苑	社会福祉法人 成春館	田原町西山口 1 番地	22-1145
蔵王の杜	社会福祉法人 成春館	田原町石取 1 番地 9	23-7511
田原授産所	社会福祉法人 成春館	田原町石取 1 番地 9	23-7513
田原市社協 日中一時支援事業所	社会福祉法人 田原市社会福祉協議会	赤羽根町赤土 1 番地	45-3828

■地域活動支援センター

事業所名	運営法人	所在地	電話
地域活動支援センター 螢（ほたる）	社会福祉法人 成春館	赤石 1 丁目 13 番地 12	080-5639-8836

■放課後等デイサービス

事業所名	運営法人	所在地	電話
カラコル	特定非営利活動法人 FLAT	神戸町殿畑 24 番地 2	36-4896
まはろ	特定非営利活動法人 MA・はろー	田原町南新地 69 番地 1	37-5698
放課後等デイサービス ふくっこ	社会福祉法人福寿園	田原市中小路 11 番地 1 Café2910 2階	27-8870
放課後等デイサービス g u g u	株式会社OTTO	赤羽根町於三畑 27 番 6	36-6461
HOPE RISE	合同会社UP	田原町晩田 14 番地 2	27-8177

■児童発達支援センター

事業所名	運営法人	所在地	電話
田原市児童発達支援センター	田原市	大久保町大新田 140 番地 1	22-0256

■児童発達支援事業

事業所名	運営法人	所在地	電話
HOPE RISE	合同会社UP	田原町晩田 14 番地 2	27-8177

2 障がい者に関するマーク

まちで見かける障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。

障害者のための国際シンボルマーク

障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。

◎詳しくは、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会のホームページをご覧ください。



身体障害者標識（身体障害者マーク）

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

◎詳しくは、各警察署にお問い合わせください。

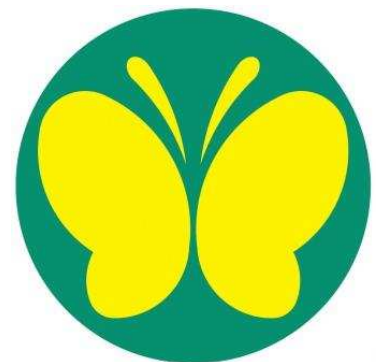


聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

◎詳しくは、各警察署にお問い合わせください。



盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

◎詳しくは、社会福祉法人日本盲人福祉委員会（電話：03-5291-7885）にお問い合わせください。



耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。

聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮についてご協力をお願いいたします。



◎詳しくは、特定非営利活動法人愛知県難聴・中途失聴者協会（FAX：0568-23-4789）にお問い合わせください。

ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。

補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。

補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。

◎詳しくは、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室（電話：03-5253-1111）にお問い合わせください。

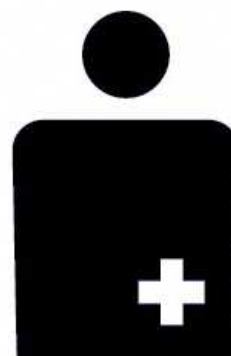


オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いいたします。

◎詳しくは、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団（電話：03-3221-6673）にお問い合わせください。



ハート・プラスマーク

「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、さまざまな誤解を受けることがあります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。

◎詳しくは、特定非営利活動法人ハート・プラスの会（電話：080-4824-9928）にお問い合わせください。



障害者雇用支援マーク

公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。

そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと思います。

障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しとなるよう、ご協力をお願いいたします。

◎詳しくは、公益財団法人ソーシャルサービス協会 IT センター（電話：052-218-2154）にお問い合わせください。



「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。

※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。

◎詳しくは、岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課（電話：058-214-2138）にお問い合わせください。



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。

愛知県では平成30年7月20日から配布を開始しています。必要な方は申し出ただけであれば、田原市役所地域福祉課、赤羽根市民センター、渥美支所のほか、豊川保健所田原保健分室でも受け取ることができます。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

◎詳しくは、東京都保健福祉局障害者施策推進部計画課 社会参加推進担当（電話：03-5320-4147）にお問い合わせください。



—令和8年度版—

障がい者福祉の手引き

田 原 市

地域福祉課

電 話：0531-23-3697

FAX：0531-23-3545